

令和５年度 東京都入札監視委員会

第２回 第一監視部会

- 日時：令和５年 11 月 20 日（月） 午前 9 時 30 分から
- 会場：東京都庁第一本庁舎北塔 33 階 特別会議室 N 6

○ 次 第

- 1 開会
- 2 出席者の確認
- 3 議事進行の説明
- 4 資料の説明
- 5 対象事案の説明 (資料 1)
- 6 定例事案
 - (1) 新河岸水再生センター電気設備改良工事 (議案 1)
 - (2) 森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その 3 工事 (議案 2)
 - (3) 東京都江戸東京博物館(4)改修工事 (議案 3)
 - (4) 神田川整備工事(その 157)その 2 (議案 4)
 - (5) 高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管(700mm)新設工事 (議案 5)
- 7 その他
- 8 閉会

令和5年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会

出席者

部会構成員

(五十音順・敬称略)

部会長	東京都市大学建築都市デザイン学部建築学科教授	小見康夫
委員	弁護士	木下潮音
委員	弁護士	松本はるか
委員	弁護士	森岡誠

都側職員

財務局 経理部長	五十嵐律
財務局 契約調整担当部長	須藤哲
財務局 経理部 契約調整担当課長	臼田多郎
財務局 経理部 契約調整技術担当課長	米倉進
財務局 経理部 電子調達担当課長	今村貴博
財務局 経理部 契約第一課長	荒山英之

説明局

下水道局 経理部 契約課長	星野達彦
下水道局 施設管理部 施設保全課長	川田秀孝
下水道局 建設部 設備設計課長	山本武志
下水道局 西部第二下水道事務所 新河岸水再生センター長	中島透

財務局 建築保全部 施設整備第一課長

長谷川 昌 之

建設局 総務部用度課長

樋 田 博 子

建設局 河川部改修課長

新 谷 壮 明

建設局 第三建設事務所 工事第二課長

向 山 公 人

水道局 経理部 契約課長

弦 巻 俊 一

水道局 多摩水道改革推進本部 施設部 工務課長

浜 中 直 樹

令和5年度東京都入札監視委員会 第2回第一監視部会 定例事案等の抽出について

1 定例事案

- (1)根拠規定 東京都入札監視委員会設置要綱第2条第一号、東京都入札監視委員会運営要領第二
- (2)対象事案 令和4年度の10月1日から12月31日までに契約した工事案件
- (3)事案抽出方針
- ア 高額・高落札率事案
 - イ 1者入札事案
 - ウ 低入札価格調査事案
 - エ 同一事業者による長期継続受注事案
 - オ 社会的注目事案

2 定例事案の対象

上記1により、次の5事案を対象とする。

議案	抽出項目	契約局名	事業執行局名	契約番号	入札方式	業種区分	業種名	工事件名	契約年月日	工期	予定価格公表区分	予定価格(千円)(税込)	最低制限価格又は調査基準価格(千円)(税込)	当初契約金額(千円)(税込)	最終契約金額(千円)(税込)	落札率	希望者数	指名者数	応札者数	契約の相手方	総合評価	不調再発注
1	高額・高落札率 1者入札 同一事業者長期	下水道局	下水道局	04-03056	希望制 指名競争入札	設備工事	電気工事	新河岸水再生センター電気設備 改良工事	令和4年10月5日	令和6年3月7日	事後公表	582,681	536,066	572,000		98.16	2	5	1	株式会社明電舎		
2	高額・高落札率 1者入札	下水道局	下水道局	04-03093	一般競争入札	設備工事	電気工事	森ヶ崎水再生センター発電設備 再構築その3工事	令和4年12月23日	令和9年1月13日	事前公表	7,781,202	7,158,705	7,780,300		99.98	1	1	1	三菱電機株式会社		○
3	高額・高落札率	財務局	財務局	04-00295	一般競争入札	建築工事	建築工事	東京都江戸東京博物館(4)改修 工事	令和4年12月15日	令和7年2月28日	事後公表	9,103,501	8,375,220	8,895,700		97.71	2	2	2	大成建設株式会社		
4	高額・高落札率 1者入札	財務局	建設局	04-00472	希望制 指名競争入札	土木工事	河川工事	神田川整備工事(その157)その2	令和4年12月2日	令和6年10月2日	事前公表	490,088		490,088		100.00	2	2	1	大豊建設株式会社	○	○
5	高額・高落札率	水道局	水道局	04-00339	一般競争入札	土木工事	水道施設工事	高月給水所から八王子市加住 町一丁目地先間配水本管 (700mm)新設工事	令和4年10月4日	令和7年7月3日	事後公表	2,537,535	2,334,532	2,368,245	2,375,472	93.32	13	13	10	青木あすなろ・ホープ 建設共同企業体		

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和５年11月20日（月）	議案番号	1
所管部署	東京都下水道局		
施工業種	電気工事	等級	A
件名	新河岸水再生センター電気設備改良工事		
場所	東京都板橋区新河岸三丁目１番１号（新河岸水再生センター内）		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日の翌日から340日間 （令和４年10月6日から令和６年3月7日まで）		
契約者	株式会社明電舎		
契約金額	契約時：572,000,000円		

契約方式	希望制指名競争入札
応募（指名）者	別紙「局指名業者選定委員会議案」のとおり（全２者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全５者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全５者 応札１者、辞退４者）
施工状況	施工中

（備考）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 発注予定表及び希望申請要件
- 3 希望票兼予定監理技術者等調書（落札者のみ）
- 4 局指名業者選定委員会議案
- 5 指名通知書（落札者のみ）
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）

新河岸水再生センター電気設備改良工事 工事概要

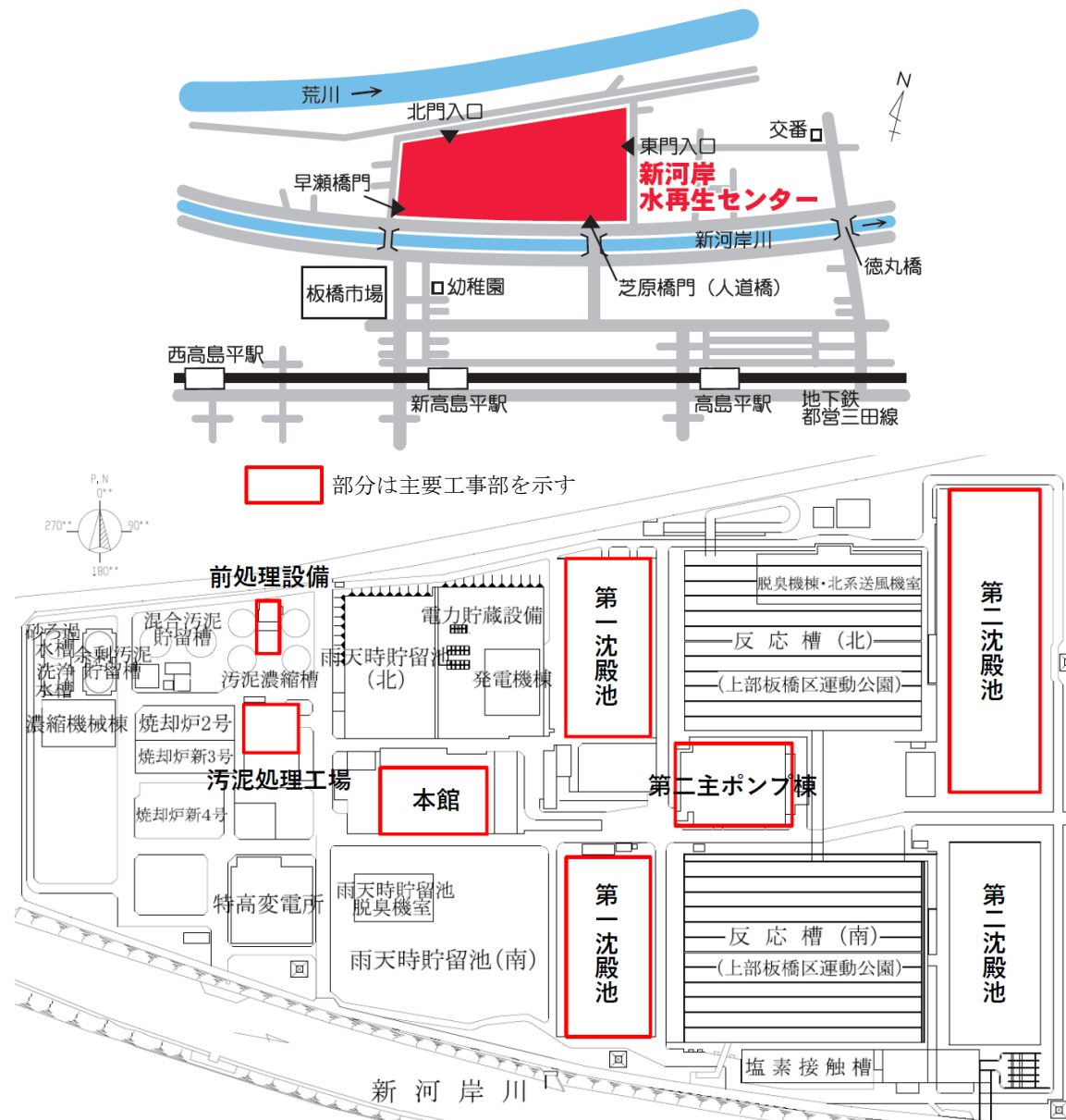
- 1 契約件名 新河岸水再生センター電気設備改良工事
- 2 契約の方法 希望制指名競争入札
- 3 契約金額 572,000,000 円
- 4 契約の相手方 株式会社明電舎
- 5 工期 契約確定の日の翌日から 340 日間
(令和 4 年 10 月 6 日～令和 6 年 3 月 7 日)
- 6 工事内容

本工事は、別途施行の新河岸水再生センター沈殿池機械設備更新工事、新河岸水再生センター汚泥ポンプ設備改良・補修工事、新河岸水再生センター汚泥処理設備改良・補修工事に伴い電気設備工事を実施するものである。

工事概要

- | | |
|-----------|----|
| ・配電盤設備改良 | 一式 |
| ・変圧器設備改良 | 一式 |
| ・監視制御設備改良 | 一式 |
| ・配線工事 | 一式 |

7 一般平面図（案内図）



発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	04-設-056			
業種	業種	0800:電気工事		
	希望受付業種 1	0800:電気工事		
	希望受付業種 2			
	希望受付業種 3			
件 名	【電子】新河岸水再生センター電気設備改良工事			
履行場所	東京都 板橋区新河岸三丁目 1 番 1 号（新河岸水再生センター内）			
概 要	配電盤設備 (E-3、E-4) 改良 一式 変圧器設備 (E-3) 改良 一式 監視制御設備 (E-6、E-9) 改良 一式 配線工事 一式			
履行期間	契約確定の日の翌日から340日間			
契約方法	希望制指名競争入札			
予定価格 (税込)	事後公表			
発注等級	A			
受付等級	A, B			
工事発注規模	5億5,000万円以上 6億円未満			
そ の 他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象			
入札説明会 開催日時				
入札説明会 開催場所				
公報登載日				
開札予定日時	令和 4年10月 4日 9時00分			
希望申請期間	令和 4年 8月 1日 9時00分から令和 4年 8月 5日 15時00分まで			
希望申請場所	東京都下水道局電子入札運用基準に基づく電子入札システムにて希望申請してください。			
希望申請要件 1	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり			
希望申請要件 2				
希望申請要件 3				
希望申請要件 4				
希望申請要件 5				
希望申請要件 6				
希望備考	受付時間 土曜日以外の日の8:00から21:00まで（初日は9:00～21 : 00、最終日は8:00～15:00）			
担当局部課	下水道局経理部契約課			
担当者				
連絡先	03-5320-6562			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

発注予定表 希望申請要件

希望申請要件 1

過去15年間で、国又は地方公共団体等が発注した下水道施設の工事において、元請として、全体計画処理水量10万m3／日以上の下水处理場のプラント監視制御設備の工事（補修工事は除く。）の施工実績を有する者であること。

実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの（仕様書、設計図面（システム構成図）、CORINS情報）の写しを提出すること。

第2回 入札経過調書			
		文書番号	
		契約番号	04-設-056
		開札日時	令和 4年10月 4日 10時15分
		開札場所	下水道局経理部契約課
		公表区分	事後公表
		予定価格	582,681,000円 (税込) 529,710,000円 (税抜)
		調査基準価格	536,066,520円 (税込) 487,333,200円 (税抜)
件名	新河岸水再生センター電気設備改良工事		
落札者	株式会社明電舎	落札 金額	98.1%
住所	東京都品川区大崎二丁目1番1号		572,000,000円
	入札者氏名	入札金額 (税抜)	備 考
1	株式会社明電舎	520,000,000円	
記事	履行場所 東京都 板橋区新河岸三丁目1番1号 (新河岸水再生センター内) 工事概要 配電盤設備(E-3、E-4)改良 一式 変圧器設備(E-3)改良 一式 監視制御設備(E-6、E-9)改良 一式 配線工事 一式 工 期 契約確定の日の翌日から340日間		

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである (1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる (単数単価契約の場合を除く。))。

第1回 入札経過調書

		文書番号		
		契約番号	04-設-056	
		開札日時	令和 4年10月 4日 9時00分	
		開札場所	下水道局経理部契約課	
		公表区分	事後公表	
件名	新河岸水再生センター電気設備改良工事			
落札者	再度入札	落札 金額		
住所				
	入札者氏名	入札金額（税抜）		備 考
1	株式会社明電舎	530,000,000円		
2	富士古河 E & C 株式会社	辞退		
3	三菱電機プラントエンジニアリング株式会社	辞退		
4	メタウォーター株式会社	辞退		
5	東芝インフラシステムズ株式会社	辞退		
記事	履行場所 東京都 板橋区新河岸三丁目1番1号（新河岸水再生センター内） 工事概要 配電盤設備(E-3、E-4)改良 一式 変圧器設備(E-3)改良 一式 監視制御設備(E-6、E-9)改良 一式 配線工事 一式 工 期 契約確定の日の翌日から340日間			

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。））。）。

過去5年の入札状況

年度	件名	契約方法	予定価格 公表区分	予定価格 (上段:税込) (下段:税抜)	契約金額 (上段:税込) (下段:税抜)	落札者	希望者数	指名者数	入札参加者	第1回入札金額 (税抜)	第2回入札金額 (税抜)
4	新河岸水再生センター 電気設備改良工事	希望制 指名競争入札	事後公表	582,681,000	572,000,000	株式会社明電舎	2	5	株式会社明電舎	530,000,000	520,000,000
3	新河岸水再生センター 電気設備改良工事	希望制 指名競争入札	事後公表	453,871,000	451,000,000	株式会社明電舎	2	5	株式会社明電舎	415,000,000	410,000,000
2	新河岸水再生センター 電気設備改良工事	希望制 指名競争入札	事後公表	239,030,000	237,600,000	株式会社明電舎	2	4	株式会社明電舎	216,000,000	
元 / 31											
30	新河岸水再生センター 電気設備改良工事	希望制 指名競争入札	事後公表	229,359,600	226,800,000	株式会社明電舎	3	5	株式会社明電舎	210,000,000	

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和５年11月20日（月）	議案番号	2
所管部署	東京都下水道局		
施工業種	電気工事	等級	A
件名	森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その３工事		
場所	東京都大田区大森南五丁目２番25号（森ヶ崎水再生センター（西）内）		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日の翌日から960日間 （令和４年12月26日から令和９年１月13日まで）		
契約者	三菱電機株式会社		
契約金額	契約時：7,780,300,000円		

契約方式	一般競争入札
応募（指名）者	別紙「一般競争入札運営委員会議案」のとおり（全１者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全１者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全１者）
施工状況	施工中

（備考）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 発注予定表及び希望申請要件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
- 4 一般競争入札運営委員会議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）

森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その3工事 工事概要

1 契約件名 森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その3工事

2 契約の方法 一般競争入札

3 契約金額 7,780,300,000 円

4 契約の相手方 三菱電機株式会社

5 工期 契約確定の日の翌日から 960 日間
(令和4年12月26日～令和9年1月13日)

6 工事内容

下水道局では、停電時においても下水処理機能などを確保するため、水再生センターやポンプ所などの下水処理施設に、非常用発電設備を設置している。

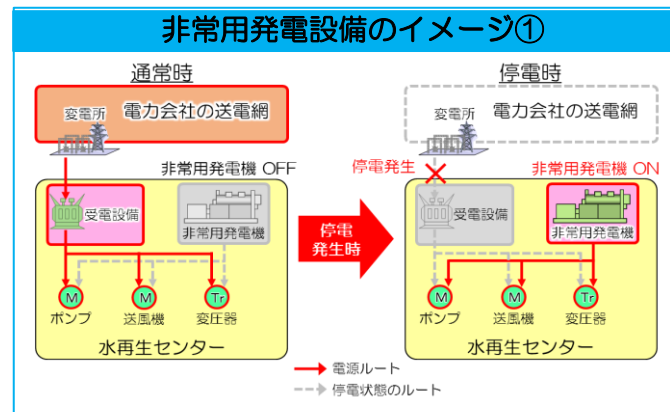
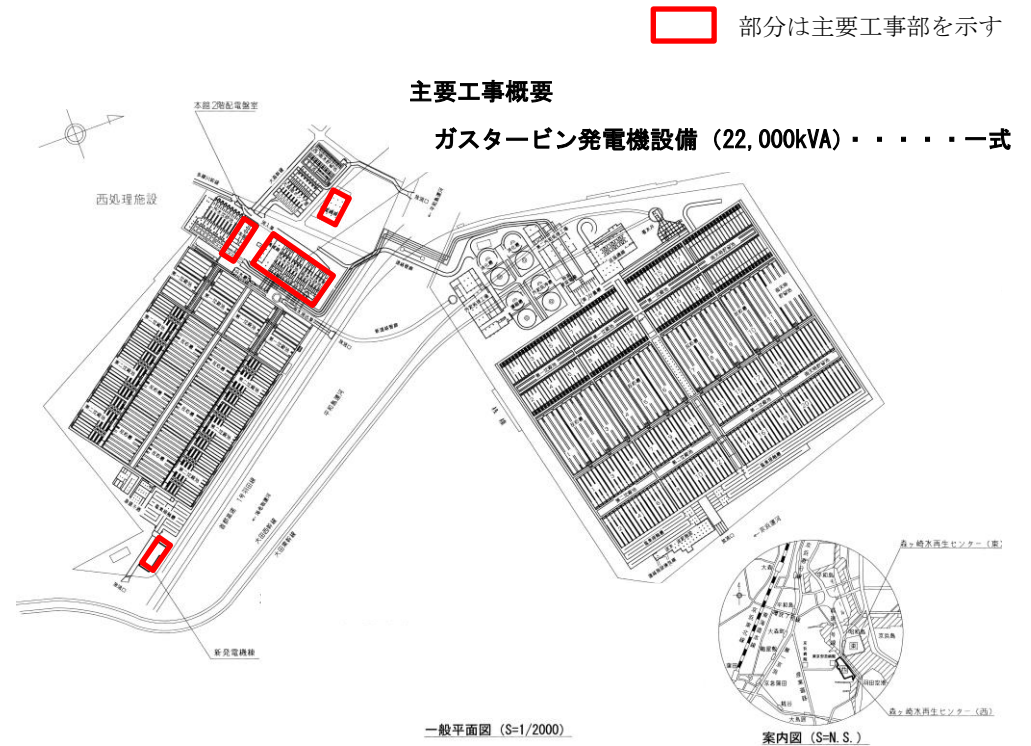
非常用発電設備は、電力会社からの電力供給支障（停電）などの非常時に、ディーゼル機関またはガスタービンエンジンを原動機として発電機を運転し、電力を発生させる設備である。

本工事は、森ヶ崎水再生センターに設置されている非常用発電設備が、設置から34年が経過し老朽化しているため、再構築（更新）を行うものである。

工事概要

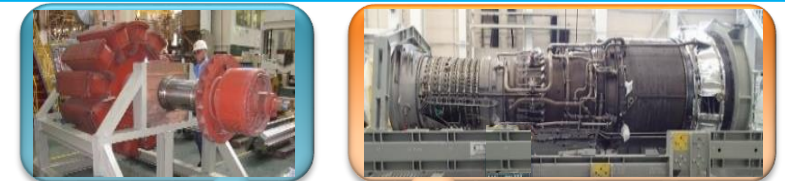
- ・自家用発電設備 一式
- ・配電盤設備 一式
- ・高圧変圧器設備 一式
- ・監視制御設備 一式
- ・無停電電源設備 一式
- ・計装設備 一式
- ・工業用テレビ設備 一式
- ・配線工事 一式

7 一般平面図（案内図）

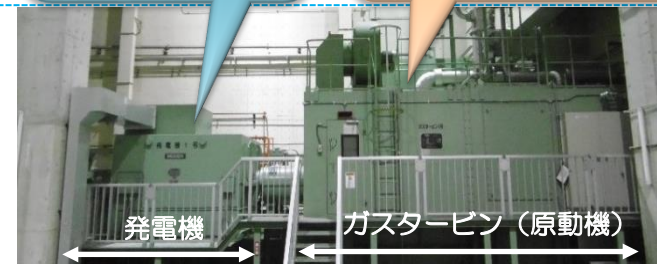


非常用発電設備のイメージ②（ガスタービン発電機）

内部



外観



発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	04-設-093			
業種	業種	0800:電気工事		
	希望受付業種1	0800:電気工事		
	希望受付業種2			
	希望受付業種3			
件 名	【電子】森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その3工事			
履行場所	東京都 大田区大森南五丁目2番25号（森ヶ崎水再生センター（西）内）			
概 要	別紙「発注予定表 概要」のとおり			
履行期間	契約確定の日の翌日から960日間			
契約方法	一般競争入札			
予定価格 (税込)	7,781,202,000円（消費税率10%）			
発注等級	A			
受付等級	A,B,C,D			
工事発注規模				
そ の 他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象			
入札説明会 開催日時				
入札説明会 開催場所				
公報登載日	令和 4年10月24日			
開札予定日時	令和 4年12月22日 9時30分			
希望申請期間	令和 4年10月24日 9時00分から令和 4年11月 9日 15時00分まで			
希望申請場所	東京都下水道局電子入札運用基準に基づく電子入札システムにて希望申請してください。			
希望申請要件1	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり			
希望申請要件2				
希望申請要件3				
希望申請要件4				
希望申請要件5				
希望申請要件6				
希望備考	受付時間 土曜日以外の日の8:00から21:00まで（初日は9:00～21:00、最終日は8:00～15:00）			
担当局部課	下水道局経理部契約課			
担当者				
連絡先	03-5320-6562			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

発注予定表 概要

自家用発電設備 一式
配電盤設備 一式
高圧変圧器設備 一式
監視制御設備 一式
無停電電源設備 一式
計装設備 一式
工業用テレビ設備 一式
配線工事 一式

発注予定表 希望申請要件

希望申請要件 1
競争入札参加有資格者のうち、電気工事の有資格者であって、過去15年間で、1台当たり2500kVA以上の発電設備（車載用発電設備、補修及び改良工事は除く。）の設置工事の元請としての施工実績を有する者であること。
上記の実績を証明する契約書及び施工内容が確認できるもの（仕様書、設計図面（システム構成図）、CORINS情報）の写しを提出すること。

第1回 入札経過調書			
		文書番号	
		契約番号	04-設-093
		開札日時	令和 4年12月22日 9時30分
		開札場所	下水道局経理部契約課
		公表区分	事前公表
		予定価格	7,781,202,000円（税込） 7,073,820,000円（税抜）
		調査基準価格	7,158,705,840円（税込） 6,507,914,400円（税抜）
件名	森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その3工事		
落札者	三菱電機株式会社	落札 金額	99.9%
住所	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号		7,780,300,000円
	入札者氏名	入札金額（税抜）	備 考
1	三菱電機株式会社	7,073,000,000円	
記事	履行場所 東京都 大田区大森南五丁目2番25号（森ヶ崎水再生センター（西）内） 工事概要 自家用発電設備 一式 配電盤設備 一式 高圧変圧器設備 一式 監視制御設備 一式 無停電電源設備 一式 計装設備 一式 工業用テレビ設備 一式 配線工事 一式 工期 契約確定の日の翌日から960日間		

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。））。。

森ヶ崎水再生センター発電設備再構築その3工事の発注経過について

		当初発注	2回目	3回目
開札予定日		令和4年7月28日	令和4年12月22日	
公表区分		事後	事前	
予定価格(税込)		6,980,017千円	7,781,202千円	
希望者／指名者		希望4者/指名4者	希望1者/指名1者	
入札経過	結果	不調	落札	
	1回目	4者辞退	1者応札 ・落札(7,780,300千円) ・落札率99.9%	
	2回目			
	3回目			
落札者		—	三菱電機(株)	

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和５年11月20日（月）	議案番号	3
所管部署	東京都財務局建築保全部		
施工業種	建築工事	等級	A
件名	東京都江戸東京博物館（４）改修工事		
場所	東京都墨田区横網一丁目４番１号		
概要	別紙のとおり		
工期	契約確定の日の翌日から令和７年２月28日まで（ただし、A部分は令和６年８月30日まで）		
契約者	大成建設株式会社		
契約金額	契約時：8,895,700,000円		

契約方式	一般競争入札（希望制指名競争入札・随意契約）
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全２者）
入札参加（指名）者	別紙入札経過調書のとおり（全２者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全２者）
施工状況	施工中

（備考）

○添付資料

- １ 工事概要（案内図含む）
- ２ 工事発注予定表及び入札参加条件
- ３ 一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
- ４ 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- ５ 一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
- ６ 入札経過調書
- ７ 工事請負契約書（表紙）

東京都江戸東京博物館(4)改修工事

施設整備の目的

江戸東京博物館は、江戸・東京の歴史と文化を発信する場として、開館以来、東京を代表する観光スポットとして親しまれており、年間来館者数約 100 万人に及ぶ施設である。しゅん功約30 年が経過している現状を踏まえ、東京の新しい文化創造の拠点として、来館者の安心・安全確保及び展示環境の魅力を更に向上させ、基本機能の回復、経年劣化更新等を行う必要がある。このため「第二次主要施設 10 か年維持更新計画」に基づき全面改修工事を実施する。

建物概要

■敷地概要

工事場所	墨田区横網一丁目4番1号
敷地面積	26,016.16㎡

■建物概要

主 要 用 途	博物館
構 造	鉄骨造、 一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び 鉄筋コンクリート造
建 築 面 積	17,628.76㎡
延 べ 面 積	51,367.13㎡
階 数	地上7階・地下2階建
しゅん功年	平成4年（1992年）
委 任 局	生活文化スポーツ局
施設管理者	東京都歴史文化財団

■工事費（予算）

約 221 億円（税込）
※※令和5年第一回定例会付議案件

建築工事※
電気設備工事※
空調設備工事※※
給水衛生設備工事※
昇降機設備工事

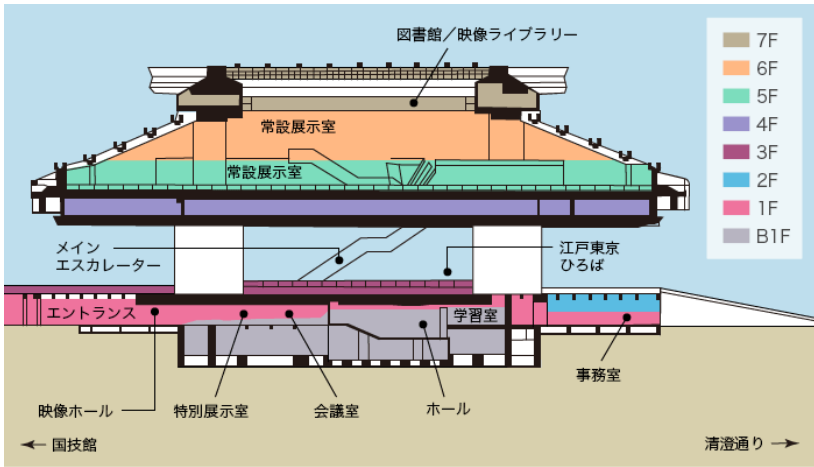
■近隣環境

交通：東京メトロ大江戸線両国駅から徒歩 1 分

JR 総武線両国駅西口から徒歩 3 分

周辺状況：

- ・東側 清澄通り
- ・南側 JR 総武線本線
- ・西側 両国ポンプ所、区道を隔て両国国技館
- ・北側 両国中学校、日大一中・高



工事概要

(1)「日本橋」等、一部の展示物以外の展示室全撤去による全面改修工事

建築：内外装、屋根・防水、トイレ、江戸東京ひろば天井耐震化改修及び特定天井の解消、歩廊新設等

電気：受変電設備更新、発電設備更新、各種幹線設備・電灯コンセント設備更新等

機械：熱源設備更新、各種空調・換気・給水・排煙設備更新、消火設備更新、エレベーター改修等

(2)施設利用者への配慮

- ・来館者の安全性向上（江戸東京ひろば天井耐震化改修、観光バス動線変更による歩車動線の改善）
- ・歩廊及びサブエントランス新設により両国駅（都営大江戸線）からのアプローチを拡充
- ・ユニバーサルデザインの導入（来館者用の車椅子用トイレ・大型ベッドの増設等）

(3)展示品、収藏品への配慮

- ・排煙窓の縮減による結露、害虫発生抑制
- ・照明器具から発する紫外線及び赤外線による展示物の損傷を抑制、不燃化機器の採用
- ・空調機の細分化、湿度制御機能の追加により、収蔵庫等に最適な空調環境を確保

(4)工事における配慮事項

- ・敷地内北側に1階建て仮設事務所を建設し、館職員は移転する。
- ・敷地内北側「緑道」は常時、通行可能とし、近隣居住者への利便性を確保する。
- ・工事車両は清澄通りより出入し、両国ポンプ所の耐震改修工事車両及びJR作業車も敷地内を通行する。

(5)環境への配慮

- 「省エネ・再エネ東京仕様」に基づき、エネルギー消費量を削減
- ・断熱性能の向上
- ・太陽光発電設備（94.5kW）の設置（再生可能エネルギー利用）
- ・LED照明、照明制御及び昼光・人感センサーの導入（消費電力低減）
- ・既存蓄熱槽を活用した熱回収ヒートポンプチャラーの導入
- ・展示室（大空間）への居住域空調及び展示室入館状況に合わせた可変風量制御の導入

工事スケジュール

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
建 築 電 気 給水衛生	▼10月仮契約		▼A部分8月末	
	▼四定議決後 本契約		しゅん功2月末▼	
昇降機設備	1月契約▼		▼しゅん功11月中旬	
空 調	▼1月仮契約			
	▼一定議決後 本契約		▼しゅん功11月中旬	

A部分：建物改修・歩廊新築・外構工事一式（建築・電気・給水衛生は一部しゅん功・空調・昇降機はしゅん功）

A部分以外：外構一式（建築・電気・給排水）

発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	04-00295		
業種	業種 希望受付業種 1 希望受付業種 2 希望受付業種 3	0700:建築工事 0700:建築工事	
件 名	【電子】東京都江戸東京博物館(4)改修工事		
履行場所	東京都墨田区横網一丁目4番1号		
概 要	別紙「発注予定表 概要」のとおり		
履行期間	契約確定の日の翌日から令和7年2月28日まで(ただし、A部分は令和6年8月30日まで)		
契約方法	一般競争入札		
予定価格 (税込)	事後公表		
発注等級	A		
受付等級	A, B, C, D, E, X, Y		
工事発注規模	85億円以上 100億円未満		
そ の 他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象		
入札説明会 開催日時			
入札説明会 開催場所			
公報登載日	令和4年8月5日		
開札予定日時	令和4年10月3日 9時15分		
希望申請期間	令和4年8月12日 9時00分から令和4年8月25日 16時00分まで		
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により申請すること。紙入札により参加を申請する場合は財務局経理部契約第一課。		
希望申請要件 1	添付ファイル「入札説明書」参照		
希望申請要件 2	令和4年第四回東京都議会定例会付議案件		
希望申請要件 3	WTO対象工事		
希望申請要件 4	別紙「発注予定表 希望申請要件」のとおり		
希望申請要件 5			
希望申請要件 6			
希望備考	別紙「発注予定表 希望備考」のとおり		
担当局部課	財務局経理部契約第一課		
担当者	建築担当		
連絡先	03-5388-2623 内線番号:26-162		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

発注予定表 概要

改修工事／
本体建物 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地下2階地上7階建て 延床面積 51,368.67㎡
増築工事／
歩廊底 鉄骨造 地上1階建て 延床面積 58.46㎡
外構工事一式
その他工事一式
A部分は改修工事、増築工事及び外構工事の一部

発注予定表 希望申請要件

希望申請要件 4

商業登記簿謄本の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」（いずれも商号、本店及び代表者の記載が最新のものの）の写し及び工事実績書（様式第3号）（ワードファイル）を提出すること。

発注予定表 希望備考

受付時間は、令和4年8月12日(金)から同月25日(木)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、資格確認申請期間初日は午前9時から。また、最終日は午後4時まで)。紙入札により申請する場合は、令和4年8月12日(金)から同月25日(木)までの土曜日及び日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで。

発注予定表 発注予定備考

- 調査基準価格は、令和4年7月1日公表分から適用の基準で算定し、予定価格の7.5/10から9.2/10までの範囲で設定する。詳細は別添「調査基準価格及び最低制限価格の算定基準について」のとおり。
- 本案件は、建築工事(建築設備工事を含む。)の積算方式となっているため、直接工事費は現場管理費相当分を含んで構成している。
したがって、調査基準価格を算定する際、直接工事費に10分の1を乗じた額を現場管理費相当分として直接工事費から減額し、現場管理費にこれを加えて算定している。
- なお、入札書に入力する直接工事費は、現場管理費相当分を直接工事費から減じる前の額を入力すること。
- 公表した工事発注規模は、予定価格の修正に伴い変更する場合がある。その場合は、「一般競争入札参加資格確認結果通知書」等に適宜修正後の工事発注規模を記載する。
- 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。
- 図面、積算内訳書等の発注図書を、案件公表時から公表する。資格確認結果通知又は指名通知時には原則発注図書を添付しないため、公表時のものを使用すること。
ダウンロードは、当該案件に参加できる者のみが行うことができる。ICカードで電子入札にログインを行い、当該案件の「案件情報詳細」の「積算資料等」からダウンロードすること。
- なお、操作方法について不明な点がある場合は、ヘルプデスク(電話03-5388-2790)に確認すること。
- 契約制度に掲載されている「【電子入札用】工事請負等競争入札等参加者心得(その1)」「予定価格を事前公表しないもの及び委託契約関係」又は「工事請負等競争入札等参加者心得(その1)」「予定価格を事前公表しないもの及び委託契約関係」をよく確認すること。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。【受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条)】
- 配置予定技術者の雇用関係が確認できるものとして、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施してから提出すること。(詳細は別添「入札・契約手続きにおける健康保険被保険者証の写しの提出に係る取り扱いについて」のとおり。)
- 本案件は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない工事」である。
- 本案件は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。
- 資格確認通知：令和4年8月31日の予定
- 起工部署：財務局建築保全部

入 札 説 明 書

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 種 建築工事
- (2) 工事件名 東京都江戸東京博物館(4)改修工事
- (3) 工事場所 墨田区横網一丁目4番1号
- (4) 工事概要

改修工事

本体建物 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリード造及び鉄筋コンクリート造 地下2階地上
7階建て 延床面積 51,308.67 m²

増築工事

歩廊^{ひさし} 鉄骨造 地上1階建て 延床面積 58.46 m²

外構工事一式

その他工事一式

A部分は改修工事、増築工事及び外構工事の一部

- (5) 工期 契約確定の日の翌日から令和7年2月28日まで(ただし、A部分は令和6年8月30日まで)

- (6) 工事発注規模価格帯 85億円以上100億円未満(消費税率10%)

(7) 本案件は電子入札対象案件であるので、入札に係る手続は東京都電子調達システム(以下「電子調達システム」という。)により行うこと。電子入札の運用は、東京都が定めた東京都電子入札等運用基準(建設工事等)(平成17年2月1日付16財経一第2768号。以下「運用基準」という。)による。ただし、電子調達システムにより難しく、紙による手続を行おうとする者は、運用基準第7による申請を行い、東京都の承認を受けなければならない。

- (8) 本案件は、単体企業又は建設共同企業体のいずれも入札に参加することができる混合入札の対象案件である。

- (9) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。

- (10) 本案件は、契約締結後に施工方法等についてVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。

- (11) 本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(12) 本案件は、「受注者希望型女性活躍モデル工事」の試行対象案件である。

(13) 本案件は、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条の規定により、受注者の責務が定められた工事である。この工事の施工に当たり下請契約を締結するときは、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めなければならない。

また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)又は(2)に該当し、かつ、3又は4により事前にこの入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

(1) 単体企業による申込みの場合

次のアからオまでの全ての条件を満たすこと。

ア 次の(イ)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

また、入札書提出までの間にいずれかの事項に該当した場合は、入札参加資格を取り消す。

(イ) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者

(i) 東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総第1543号。以下「指名停止等措置要綱」という。)に基づく指名停止期間中の者

(ii) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等(以下「経営不振の状態」という。)。ただし、東京都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。

(エ) 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「暴力団等対策措置要綱」という。)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者

(オ) この入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社」に当たる者)

イ 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加有資格者で、業種07の建築工事(以下「建築工事」という。)に登録されていること。

ウ 次の全ての要件を満たす建物一棟の施工実績(平成24年8月1日から令和4年8月25日までの間に、建築工事において建設共同企業体の代表者又は単体の元請として完成した工

事をいう。)を有すること。

(ア) 工事種別 新築又は改築

(イ) 構造種別 鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造

(ウ) 階数 地上5階建て以上

(エ) 延床面積 36,000㎡以上

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの。以下「経審」という。)において、建築一式の総合評定値が1,200点以上であること。

オ 建設業法第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

(2) 建設共同企業体による申込みの場合

次のアからエまでの全ての条件を満たすこと。

ア 2者又は3者による建設共同企業体であること。

イ 建設共同企業体の出資割合について、次の(ア)及び(イ)の条件を満たすこと。

(ア) 1パーセント単位で設定し、出資割合の合計が100パーセントとなること。

(イ) 建設共同企業体の構成員の出資割合のうち、第1順位の構成員については、構成員中、最大であること。

また、構成順位が上位の者の出資割合が、構成順位が下位の者の出資割合を下回らないこと。

ウ 建設共同企業体の構成員が、(1)ア(ア)から(オ)までのいずれにも該当しないこと。

また、建設共同企業体の構成員が、入札書提出までの間に(1)ア(ア)から(オ)までのいずれかの事項に該当した場合は、当該建設共同企業体の入札参加資格を取り消す。

エ 建設共同企業体の構成員が、次の(ア)から(カ)までの要件を満たすこと。

なお、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合については、建設共同企業体の最下位の構成員になることができる。

(ア) (1)イの条件を満たすこと。

(イ) 建設共同企業体の第1順位の構成員が、次のaからcまでの要件を満たすこと。

a (1)ウの条件を満たすこと。

b (1)エの条件を満たすこと。

c (1)オの条件を満たすこと。

(ウ) 建設共同企業体の第2順位の構成員は、経審において、建築一式の総合評定値が1,200

点以上であること。

(エ) 建設共同企業体の第3順位の構成員は、経審において、建築一式の総合評定値が1,000点以上であること。

(オ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員でないこと。

なお、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合及びその組合員は、当該建設共同企業体において重複して構成員となることはできず、また、この入札に参加する他の建設共同企業体の構成員となることはできない。

(カ) 建設共同企業体の構成員となる者が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

また、建設共同企業体の構成員となる事業協同組合の組合員が、この入札に単体企業として参加する者でないこと。

3 電子入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) この入札に電子入札により参加を申請する者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を電子調達システムにより提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申請書を提出する際は、原則として次の必要書類をファイル化して申請書送信時に添付することとし、これにより難しい場合は、(3)イのとおり紙により提出すること。

なお、内容に虚偽の記載があった場合は、指名停止等措置要綱別表5の虚偽記載に該当し、指名停止措置等の対象となる。

ア 2(1)ウの施工実績又は2(2)エ(イ) aの施工実績を確認できる書類

当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターが構築した官公庁工事実績情報データベース(以下「コリンズ」という。)に登録されている場合は、その工事に関するしゅん工時工事カルテ受領書又はしゅん工登録の登録内容確認書(コリンズへの登録により発行されたもの)の写しを提出すること。

コリンズに登録されていない場合は、その工事の契約書原本及び完了した当該工事の施工内容を確認できる書類(以下「契約設計図書等」という。)を持参して提示し、その写しを提出すること。

イ 建設共同企業体で申し込む場合は、建設共同企業体協定書、委任状及び建設工事共同請負入札参加資格審査申込書を電子調達システムにより提出すること。

また、第1順位の構成員の令和3・4年度東京都受付票(以下「受付票」という。)に代理人印又は使用印の欄がある場合は、委任状(復代理人用)又は使用印鑑届を作成し、押印しておくこと。

なお、当該資料を画面印刷し押印したものを、開札後に落札候補者の積算内訳書を確認する際に提出すること。

ウ 単体企業として申し込む者又は建設共同企業体として申し込む場合の第1順位の構成員は、エの必要書類とは別に「建設業許可証明書」の写し又は「建設業の許可について(通知)」(いずれも直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し

エ 単体企業として申し込む者又は建設共同企業体の各構成員は、次の書類を提出すること。

(ア) 経審の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの)の写し

(イ) 配置予定技術者については、次のとおりとする。

ア 配置予定技術者として監理技術者を配置する場合は「監理技術者資格者証」の両面の写し及び有効期限(監理技術者講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで)内の「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写しを、主任技術者を配置する場合は雇用を確認できる書類の写しを提出すること。

イ 配置予定技術者については、本契約締結日前まで変更することができる。ただし、調査基準価格を下回る入札を行った者については、低入札価格調査時以降、変更することはできない。

なお、配置予定技術者の変更にあたっては、「工事希望票兼予定監理技術者等調書」及びアの書類を提出すること。

ウ 配置予定技術者は、申請書提出日において、雇用の期間が3か月以上あること。

なお、配置予定技術者を変更する場合においても同様とする。

エ 配置予定技術者は、営業所の専任技術者でないこと。

オ 配置予定技術者は、他の工事に配置を予定していないこと。

カ 本案件は、主任技術者の兼務をすることができる。主任技術者の兼務を希望する場合は、別添「専任を必要とする主任技術者の兼務について」に従い、確認印押印又は署名前の兼務申請書を申請書提出時に添付ファイルにより提出することとし、

一般競争入札参加資格確認結果通知後から本契約締結前までの間においては次の工事主管部署における確認印押印又は署名済みの兼務申請書を郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により速やかに提出すること。

本案件の工事主管部署

東京都財務局建築保全部施設整備第一課

新宿区西新宿二丁目8番1号 第一本庁舎17階南側

電話 03-5388-2804 内線 27-617

g 本案件は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特別監理技術者)の配置を認めない工事」である。

(ウ) 工事实績書(様式第3号)(以下「工事实績書」という。)

必ずワードファイルで提出すること。

なお、コリンズに登録されていない工事を記載する場合は、当該工事の契約書の鑑の写し等記載内容を確認できる書類を提出すること。

(エ) 商業登記簿謄本の「履歴事項全部証明書」又は「現在事項全部証明書」(いずれも商号、本店及び代表者の記載が最新のものの)の写し

(3) 申請書及び必要書類(以下「申請書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

ア 申請書等は、令和4年8月12日(金)から同月25日(木)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、初日は午前9時から、また、最終日は午後4時まで)、電子調達システムにより受け付ける。

イ 申請書提出時に添付できなかった必要書類は、原則として郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)により、次のとおり受け付ける。

(ア) 期間 令和4年8月12日(金)から同月25日(木)まで(最終日は午後4時必着)

(イ) 宛先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都財務局経理部契約第一課 担当 吉田

(ウ) 必要書類は、建設共同企業体として申し込む場合、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括で提出すること。

ウ (2) アにおいて契約書原本及び契約設計図書等を提示し、その写しを提出する場合には、次により行うこと。

なお、提出に当たっては、次の(イ)の担当へ事前に電話連絡し、提出日時の指定を受けた上で持参により提出すること。

(7) 期間 令和4年8月12日(金)から同月25日(木)までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第10号)第1条第1項に規定する東京都の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後4時まで

(イ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎15階南側 東京都財務局経理部契約第一課 担当 吉田 電話 03-5388-2623(ダイヤルイン)

(4) 工事実績書、委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 公告の日から令和4年8月25日(木)までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 場所 (3)ウ(イ)に同じ。

ウ イで配布するほか、電子調達システムの入札情報サービスに掲載する。

(5) この入札に参加する資格の確認結果は、(3)アの期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 紙入札により参加を申請する場合の競争入札参加資格確認申請

(1) あらかじめ1(7)ただし書の承認を受け、この入札に紙入札により参加を申請する者は、東京都が定めた競争入札参加資格確認申込書(以下「申込書」という。)を提出して、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(2) 申込書を提出する際は、3(2)の必要書類を提出し、又は提示しなければならない。

(3) 申込書及び必要書類(以下「申込書等」という。)は、次のとおり受け付ける。

なお、申込書等は持参すること。

ア 期間 3(3)ウ(ア)に同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

ウ その他 単体企業として申し込む場合は当該企業の受付票を必ず持参することとし、建設共同企業体として申し込む場合は各構成員の受付票を必ず持参すること。

また、提出に当たっては、建設共同企業体として申し込む場合、第1順位の構成員が全構成員分を取りまとめて一括して提出すること。

(4) 工事実績書、申込書、委任状(復代理人用)及び使用印鑑届の用紙は、次のとおり配布する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

(5) 建設共同企業体協定書、委任状、建設工事共同請負入札参加資格審査申込書及び工事希

望票兼予定監理技術者等調書は、次のとおり販売する。

ア 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 都民広場地下 一般財団法人東京都弘済会
紙販売所 電話 03-5381-6335(ダイヤルイン)

イ 営業時間 休日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(6) この入札に参加する資格の確認結果は、3(3)ウ(ア)の期間に申請をした者に対して、一般競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項等に関する事項

(1) 契約条項を次のとおり縦覧に供する。

ア 期間 3(4)アに同じ。

イ 場所 3(3)ウ(イ)に同じ。

(2) 3(5)又は4(6)の通知によりこの入札に参加する資格があると確認された者については、通知を受けた日から令和4年10月3日(月)までの間、図面及び仕様書を貸与する。ただし、発注図書の公表を案件公表時から行っている案件については、案件公表時から貸与するものとする。

6 入札手続等

(1) 電子調達システムによる入札書の提出及び入札期間

入札書の提出は、一般競争入札参加資格確認結果通知日から令和4年9月30日(金)までの土曜日を除く毎日、午前8時から午後9時まで(ただし、最終日は午後4時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

(2) 紙入札による入札の日時及び場所等

ア 持参日時 令和4年9月30日(金) 午後4時

イ 持参場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室

ウ 郵送(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合の入札書の受領期限及び宛先

(ア) 受領期限 令和4年9月30日(金) 必着

(イ) 宛先 3(3)イ(イ)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年10月3日(月) 午前9時15分

イ 場所 (2)イに同じ。

(4) 入札に際しては、東京都が定めた[電子入札用]工事請負等競争入札等参加者心得(その

1) (平成17年2月1日付16財経一第2771号)又は工事請負等競争入札等参加者心得(その1)(昭和40年8月18日付40財経一発第15号)(以下「入札心得」という。)の内容をよく確認すること。

(5) 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札し、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者で、積算内訳書の記載内容の確認を受けた者を落札者とする。

(6) 次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申請を行った者のした入札

ウ 積算内訳書をあらかじめ作成していない者又は東京都が提出を求めた際提出しない者のした入札

エ その他、入札心得に違反したとき。

(7) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(8) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札前までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイの場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(9) 入札書には、自己の見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する。落札決定は、この金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(この金額に1円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)により行う。

(10) 開札は、入札者を立ち合わせて行う。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない東京都職員を立ち合わせる。

(11) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次のアからウまでのいずれかの場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその保険契約に係る保険証券を東京都に提出したとき。

イ 落札者とされた者が、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社との間に、東京都を被保証者とする保証契約を締結し、契約締結前にその保証契約に係る保証証書を東京都に提出したとき。

ウ 一般競争入札参加資格確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。

なお、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、契約保証金の納付が免除となる者であっても、ア又はイの場合を除き、免除としない。

(12) 落札者決定後、落札者と仮契約を締結し、この契約議案が令和4年第四回東京都議会定例会で可決された後に本契約を締結する。

(13) 落札者又はその構成員が、仮契約締結後、本契約締結までの間に指名停止等措置要綱別表各号に掲げる措置要件の一に該当する場合又は暴力団等対策措置要綱第5条第1項の規定による排除措置を受けたときは、締結した仮契約を解除することがある。

(14) 前払金は、東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号。以下「規則」という。)第44条第1項の規定により、契約金額が36億円未満の場合は40パーセント(3億6千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上の場合は10パーセントを支払う。

なお、規則第44条の3第1項の規定により、中間前金払を行う場合は、契約金額が36億円未満のときは20パーセント(1億8千万円を限度とする。)を支払い、契約金額が36億円以上のときは5パーセントを支払う。

(15) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、東京都入札監視委員会(連絡先:東京都財務局経理部総務課 電話 03-5388-2607(ダイヤルイン))に対して苦情を申し立てることができる。

7 競争入札参加資格審査

(1) 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を申請する者は、令和4年8月10日(水)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書等を出し、申請書等又は申込書等の提出時まで審査を完了させ、令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されなければならない。

また、令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格者名簿に登載されている者で、

入札参加を希望する業種に格付されていない者については、令和4年8月10日(水)までに再審査申請を行い、申請書等又は申込書等の提出時まで当該業種に格付されなければならない。

(2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(令和3年3月31日付特定調達第2872号)第1号及び第2号を参照のこと。

(3) (1)の審査に関する問合せ先 東京都財務局経理部契約第一課資格審査担当

電話 03-5388-2622(ダイヤルイン)

8 その他

(1) 入札公告及びこの入札説明書に定めた書類の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、申請のために提出された書類は返却しない。

(2) この契約事務の担当部署 3(3)ウ(イ)に同じ。

第1回 入札経過調書

	公印照合	押印	文書番号	4 財経一第1183号	
			契約番号	04-00295	
			開札日時	令和 4年10月 3日 9時15分	
			開札場所	都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室	
			公表区分	事後公表	
			予定価格	9,103,501,000円 (税込) 8,275,910,000円 (税抜)	
			調査基準価格	8,375,220,920円 (税込) 7,613,837,200円 (税抜)	
件名	東京都江戸東京博物館(4)改修工事				
落札者	大成建設株式会社			落札	97.7%
住所	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号			金額	8,895,700,000円
	入札者氏名	入札金額 (税抜)			備考
	1大成建設株式会社	8,087,000,000円			
	2鹿島建設株式会社	8,260,000,000円			
記事	履行場所 工事概要	東京都墨田区横網一丁目4番1号 改修工事 本体建物 鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄筋コンクリート造 地下2階地上7階建て 延床面積 51,308.67㎡ 増築工事 歩廊庇 鉄骨造 地上1階建て 延床面積 58.46㎡ 外構工事一式 その他工事一式 A部分は改修工事、増築工事及び外構工事の一部 契約確定の日の翌日から令和7年2月28日まで(ただし、A部分は令和6年8月30日まで)			
工 期					

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである (1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる (単数単価契約の場合を除く。))。

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開 催 日	令和５年11月20日（月）	議 案 番 号	4
所 管 部 署	東京都建設局		
施 工 業 種	河川工事	等 級	A
件 名	神田川整備工事（その１５７）その２		
場 所	東京都中野区本町五丁目地内から同区弥生町二丁目地内まで		
概 要	別紙のとおり		
工 期	契約確定の日の翌日から令和６年１０月２日まで		
契 約 者	大豊建設株式会社		
契 約 金 額	契約時：490,088,500円		

契 約 方 式	希望制指名競争入札
応 募（指 名）者	別紙「希望制指名競争入札指名業者選定委員会議案」のとおり（全２者）
入札参加(指名)者	別紙入札経過調書のとおり（全２者）
入 札 経 過（結 果）	別紙入札経過調書のとおり（全２者）
施 工 状 況	施工中

（ 備 考 ）

○添付資料

- １ 工事概要（案内図含む）
- ２ 工事発注予定表及び入札参加条件
- ３ 希望票兼予定監理技術者等調書（落札者のみ）
- ４ 希望制指名競争入札指名業者選定委員会 議案
- ５ 指名通知書（落札者のみ）
- ６ 入札経過調書
- ７ 工事請負契約書（表紙）

神田川整備工事(その157)その2

工事目的

神田川では1時間50mmの降雨に対応する川の整備を進めております。
本工事は、柳橋上流から本郷橋上流の区間において、兩岸の護岸整備
の仕上げ、本郷橋の新設および河川沿い通路の整備を行うものです。

工事概要

工事件名：神田川整備工事（その157）その2

工事場所：中野区本町五丁目地内 から 同区弥生町二丁目地内まで

工 期：令和 4 年12月5日 から 令和6年10月2日まで

契約金額：¥490,088,500.-

受 注 者：大豊建設（株）

工事内容：施工延長 右岸 L=110.2m 左岸 L=107.9m

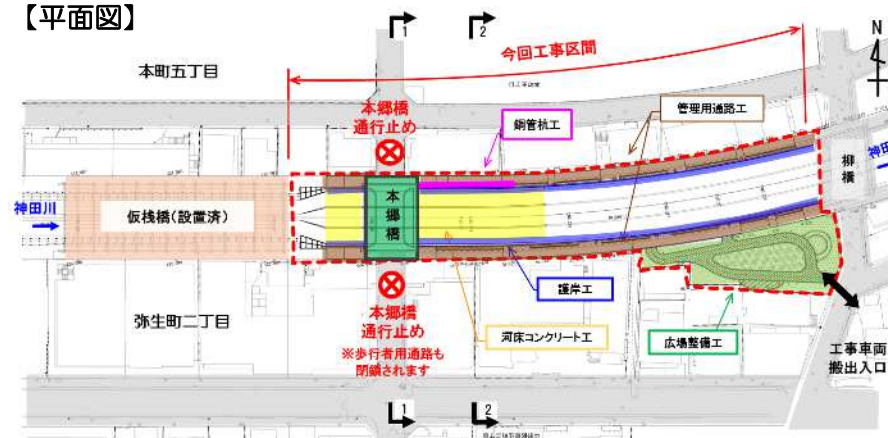
【本工事】	鋼管杭工	N= 15本
	護岸工（化粧パネル設置工）	A=271㎡
	河床コンクリート工	A=539㎡
	管理用通路工	一式
	広場整備工	一式
	仮橋撤去工	一式
【附帯工事】	コンクリート橋上部仕上げ工	一式
	鋼管杭工	N= 19本
	橋台躯体工	N= 2基
	護岸工（化粧パネル設置工）	A= 59㎡

案内図

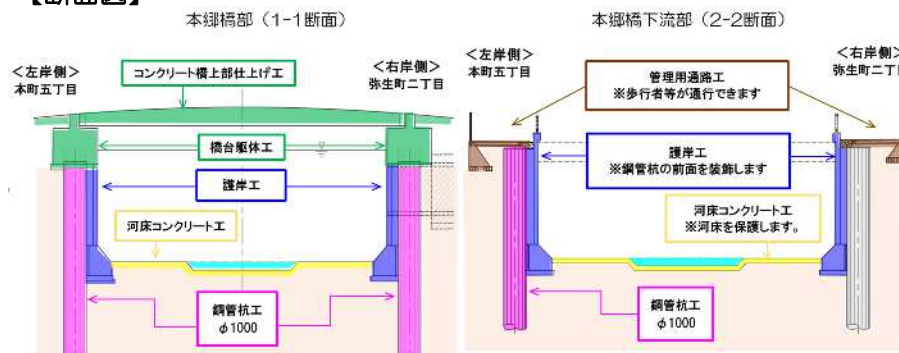


工事内容

【平面図】



【断面図】



【工事写真】

施工状況



施工状況



発注予定表

項目	項目内容		
契約番号	04-00472		
業種	業種	0300:河川工事	
	希望受付業種1	0300:河川工事	
	希望受付業種2		
	希望受付業種3		
件名	【電子】神田川整備工事(その157)その2		
履行場所	東京都中野区本町五丁目地内から同区弥生町二丁目地内まで		
概要	別紙「発注予定表 概要」のとおり		
履行期間	契約確定の日の翌日から令和6年10月2日まで		
契約方法	希望制指名競争入札(技術実績評価型総合評価方式)		
予定価格(税込)	490,088,500円(消費税率10%)		
発注等級	A		
受付等級	A, B		
工事発注規模			
その他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、ISO9001認証工事		
入札説明会開催日時			
入札説明会開催場所			
公報掲載日			
開札予定日時	令和4年12月1日/9時15分		
希望申請期間	令和4年10月17日/9時00分から令和4年10月21日/16時00分まで		
希望申請場所	東京都電子調達システムの「電子入札」により希望申請すること。		
希望申請要件1	東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)案件		
希望申請要件2	添付ファイル「入札参加条件」参照		
希望申請要件3			
希望申請要件4			
希望申請要件5			
希望申請要件6			
希望備考	受付時間は、8時00分から21時00分まで(ただし、初日は9時00分から。希望申込(申請)期間最終日は16時00分まで)		
担当局部課	財務局経理部契約第一課		
担当者	土木担当		
連絡先	03-5388-2624/内線番号:26-165		
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり		

発注予定表 概要

工事延長 右岸 $L=110.2\text{m}$ 左岸 $L=107.9\text{m}$

本工事

土工 一式

構造物取壊し工 一式

鋼管杭圧入工(1) $N=15\text{本}$ 化粧パネル設置工 $A=27\text{m}^2$ 河床コンクリート工 $A=539\text{m}^2$

仮栈橋設置撤去工 一式

仮栈橋・搬入路撤去工 一式

広場整備工 一式

附帯工事

コンクリート橋上部 一式

橋梁下部

鋼管杭圧入工(2) $N=9\text{本}$ 鋼管杭圧入工(3) $N=10\text{本}$ 橋台躯体工(A1、A2) $N=2\text{基}$ 化粧パネル設置工 $A=59\text{m}^2$

取付道路工 一式

補償代行工事 一式

発注予定表 発注予定備考

- 本案件は、技術実績評価型総合評価方式(試行)案件なので、添付ファイル「東京都技術実績評価型総合評価方式(試行)公表事項」をよく参照の上、申し込むこと。
- また、総合評価方式の制度が一部改定されたため、「総合評価方式の一部改定・入札時の留意事項」をよく確認すること。
- 必要書類とその提出方法は、別添「資料作成に関するQ&A」を参照のこと。
- 本案件は、土木積算による積算方式であるため、直接工事費に現場管理費相当分を含めない。
- したがって、総合評価方式における基準価格を算定する際は、現場管理費相当分は考慮せず算定している。
- 公表した予定価格又は工事発注規模は、予定価格の修正に伴い変更する場合がある。その場合は、最終回答(予定)日以降、速やかに「訂正通知書」により通知する。
- 図面、積算内訳書等の発注図書を、案件公表時から公表する。資格確認結果通知又は指名通知時には原則発注図書を添付しないため、公表時のものを使用すること。
- ダウンロードは、当該案件に参加できる者のみが行うことができる。ICカードで電子入札にログインを行い、当該案件の「案件情報詳細」の「積算資料等」からダウンロードすること。
- なお、操作方法について不明な点がある場合は、ヘルプデスク(電話03-5388-2790)に確認すること。
- 契約制度に掲載されている「【電子入札用】工事請負等競争入札等参加者心得(その2)」(予定価格を事前公表するもの)をよく確認すること。
- 下請契約を締結する時は、法定福利費を別枠表記した見積書を徴取し、それを踏まえた書面により、適正な額の請負代金での下請契約に努めること。また、技術者、技能労働者等の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めること。【受注者の責務について(公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第8条)】
- 配置予定技術者の雇用関係が確認できるものとして、健康保険被保険者証の写しを提出する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを施してから提出すること。(詳細は別添「入札・契約手続きにおける健康保険被保険者証の写しの提出に係る取り扱いについて」のとおり。)
- 本案件は、「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)の配置を認めない工事」である。
- 本案件は、「週休2日制確保工事」(現場閉所)である。
- 本案件は、ICT活用工事(土工)(受注者希望型)である。
- 指名通知: 令和4年11月2日の予定
- 起工部署: 建設局

入 札 参 加 条 件

契 約 番 号	04-00472
業 種	河川工事
件 名	神田川整備工事(その157)その2
その他の事項	電子入札対象 ○ 建設リサイクル法対象 ○ 低入札価格制度対象 - IS9001 執行工事 ○ 契約後VE対象 ○
総合評価方式	技術実績評価型総合評価方式(執行)案件
形 態	単体
入札参加の要件	① 令和3・4年度東京都建設工事等競争入札参加資格において、業種 03 河川工事に格付されていること。 ② 当該業種の格付がA等級の者又は次の条件のいずれかを満たすB等級の中小企業者であること。 ・ 官公庁発注の当該業種工事の最高完成工事総額※：158,334千円以上 ・ 民間事業者発注の当該業種工事の最高完成工事総額※：316,667千円以上 ③ 東京都と契約する営業所(本店を含む。)の所在地が23区内にあること。 ④ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を受けていること。
入札に参加できない者	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づき、都が行う競争入札への参加を禁止されている者 東京都競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17財経総幹第1543号)に基づく指名停止措置中の者 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の更生手続開始の申立てを了したとき、民事再生法(平成11年法律第205号)第21条第1項の再生手続開始の申立てを了したとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等の経営不振の状態を脱したと認められた場合は除く。 東京都契約関係協力団等対象措置要綱(昭和62年1月14日付61財経政第922号)第5条第1項の規定による排除措置期間中の者 令和4年10月2日から同年11月1日までの間に、WTO案件を除く予定価格9億円未満の東京都財務局経理部契約第一種土木担当発注の工事案件(以下「他案件」という。)を落札した者。ただし、その落札した案件を関連事業者として落札した者及び本案件の関連事業者を除く。 この入札の希望申込期間の前週及び前々週に2通連続で他案件への資格確認申請又は希望申込み(以下「希望申請等」という。)を行っている者。ただし、前週又は前々週に希望申請等した他案件の関連事業者及び本案件の関連事業者を除く。 同一週2案件の申込み 関連工事者を最近3年間にしゅん功し、かつ、工事成績評定が60点未満であった者又は関連工事を施工中で履行実績が5割に満たない者 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある者(東京都建設工事等競争入札参加資格要項にいう「関係する会社」に当たると者) 関係する会社 ※関連事業者とは、関連工事を最近3年間にしゅん功し、かつ、工事成績評定が60点以上の者又は関連工事を施工中で履行実績が5割を超えている者をいう。 関連工事とは、発注工事と同一業種かつ履行場所が隣接する場所の工事をいう。

【入札参加者の条件】	① 当該工事案件の開札日において他の工事に従事していないこと。 ② 営業所専任技術者でないこと(代表者又は代理人を配置予定技術者に指定する場合は、営業所専任技術者の派遣できる書類(専任技術者証明書様式第八号等)を添付すること。) 【配置予定技術者に関する提出資料】 次の書類を希望申込時に添付ファイルにより提出すること(これにより類似場合は、原則、郵送すること(厳切日必着))。 ・ 配置予定技術者の資格証明書の写し ・ 有効期限内の「配置予定技術者修了証」の写し又は「配置予定技術者資格者」の取組に添付される「配置予定技術者修了証」の写し ※有効期限…配置予定技術者を受雇した日の属する年の翌年の1月1日から5年後の12月31日まで ・ 配置予定技術者資格者証、希望申請時において3か月以上の雇用関係を継続できない場合は、3か月以上の雇用関係を継続できる事項の写し ・ 希望申請時において、3か月以上の雇用関係を継続できる事項の写し及び工事業績に該当する資格者の写し又は実績記録に係る書類 【配置予定技術者の変更】 希望申請受付終了後に配置予定技術者を変更する場合は、次の事項を原則、郵送により提出し、履歴内職歴欄に記入し、提出を受けること。 ※ 可能な限り入札前日までに提出をお願いします。 ※ 履歴内職歴欄の記載時に提出する場合は、事前に財務局経理部契約第一種土木担当と連絡をお願いします。 ① 工事希望業種…配置予定技術者等書類(電子調達システム)の「契約制度」よりダウンロード可能) ② 上記【配置予定技術者に関する提出資料】 ③ 「配置予定技術者の保有する資格」申告書(様式4)及び増補資料※ ④ 「配置予定技術者の関係工事等の実績」申告書(様式4)及び増補資料※ ⑤ 「配置予定技術者の修了工事の実績」申告書(様式4)及び増補資料※ (※③、④及び⑤の詳細は別添「東京都建設局総合評価方式(執行)公募事項」参照) なお、変更後の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計が当初の配置予定技術者の保有する資格・実績点の合計以上であることが上記資料で確認できない場合は、配置予定技術者の変更はできないため注意すること。 【主任技術者の業務】 本件は、主任技術者の業務を希望することができ、別添「専任を必要とする主任技術者の業務について」に従い、配置予定技術者の業務を希望申請時に添付ファイルにより提出することとし、指名通知時においては確認印押印又は署名捺印の申請書を原則、郵送により提出すること。 ○主任技術者の業務に関する問合せ先 東京都第三建設事務所工事第二課 中野区中野4-8-1 直通 03-3387-5367
事業協同組合	中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合(以下「事業協同組合」という。)は、本条中に加入し参加することができ、入札参加を希望する場合は、分組下請予定案件及び連帯保証人について、事前に契約第一種土木担当と連絡すること、ただし、事業協同組合が加入参加を希望する場合は、当該組合の組合員は本案件に入札参加することができない。 ※令和3・4年度東京都建設工事等入札参加資格として申請した最高完成工事総額(本案件の業績が順位付の場合には格付完成工事総額を含む。)

入札参加条件に関する問合せ先及び郵送先

〒163-8001
新宿区西新宿二丁目8番1号
財務局経理部契約第一種土木担当
電話 03-6388-2624 (直通)

第1回 入札経過調書

公印照合 押印 	文書番号	4 財経一第1758号				
	契約番号	04-00472				
	開札日時	令和 4年12月 1日 9時15分				
	開札場所	都庁第一本庁舎南側35階 第一入札室				
	公表区分	事前公表				
	予定価格	490,088,500円 (税込) 445,535,000円 (税抜)				
	基準価格	447,431,311円 (税込) 406,755,738円 (税抜)				
	特別基準価格	388,998,215円 (税込) 353,634,741円 (税抜)				

件名	神田川整備工事(その157)その2				
落札者	大豊建設株式会社			落札 金額	100.0% 490,088,500円
住所	東京都中央区新富二丁目14番4号				

	入札者氏名	入札金額 (税抜)	価格点	技術点	評価値	備考
1	大豊建設株式会社	445,535,000円	15.8141	25.0000	40.8141	
2	大木建設株式会社	辞退				

記事	履行場所 工事概要	東京都中野区本町五丁目地内から同区弥生町二丁目地内まで 工事延長 右岸L=110.2m 左岸L=107.9m 本工事 土工 一式 構造物取壊し工 一式 鋼管杭圧入工(1) N=15本 化粧パネル設置工 A=271㎡ 河床コンクリート工 A=539㎡ 仮栈橋設置撤去工 一式 仮栈橋・搬入路撤去工 一式 広場整備工 一式 附帯工事 コンクリート橋上部 一式 橋梁下部 鋼管杭圧入工(2) N=9本 鋼管杭圧入工(3) N=10本 橋台躯体工(A1、A2) N=2基 化粧パネル設置工 A=59㎡ 取付道路工 一式 補償代行工事 一式 工 期 契約確定の日の翌日から令和 6年10月 2日まで 価格点及び評価値は、入札金額を本案件公表事項に基づき換算した点数を、小数点第四位まで で表示している(ただし、小数点以下第五位以降の桁で評価値を判定した場合には、判定した 桁までで表示している。)
----	--------------	--

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである (1円未満の端数が生じたときは、
その端数金額を切り捨てる (単数単価契約の場合を除く。))。

東京都技術実績評価型総合評価方式（試行）

公 表 事 項

工事件名： 神田川整備工事（その１５７）その２

令和４年１０月

東 京 都 建 設 局

1 技術実績評価型総合評価方式（試行）の適用理由及び公表事項の適用

本工事は、工事の品質確保を目指し、入札の際に工事価格と施工実績等の技術的能力を総合的に評価して落札者を決定する技術実績評価型総合評価方式（試行）を適用する工事である。

なお、この公表事項は、本工事に適用する。

2 提出資料の様式及び提出方法

当該競争入札の参加資格確認を申し込む者又は当該競争入札に参加を希望する者（以下「競争入札参加希望者」という。）は、当該競争入札の参加資格確認申込み又は当該競争入札の参加希望申込み（以下「競争入札参加申込み」という。）と併せて、次の資料を提出する。資料については、「5 技術点の評価項目」及び「6 技術点の評価方法」のとおり作成する。

ア 「過去の工事成績評価」 申告書（様式 1）

イ 上記アの根拠資料として、6 (2)に規定する工事成績評価点の算定の基となる工事成績評価通知書（再交付されたものを含む。）の写し

ウ 技術点に係る資料の提出について（様式 2）

エ 「企業の同種工事等の実績」 申告書（様式 3）及び根拠資料

オ 「企業の優良工事表彰の実績」 申告書（様式 3）及び根拠資料

カ 「配置予定技術者の保有する資格」 申告書（様式 4）及び根拠資料

キ 「配置予定技術者の同種工事等の実績」 申告書（様式 4）及び根拠資料

ク 「配置予定技術者の優良工事の実績」 申告書（様式 4）及び根拠資料

ケ 「事故及び不誠実な行為の有無」 申告書（様式 5）及び根拠資料

コ 「地域における実績」 申告書（様式 6）及び根拠資料

サ 「災害協定等の締結の有無」 申告書（様式 7）及び根拠資料

シ 「環境への配慮実績」 申告書（様式 11）及び根拠資料

ス 「雇用・就業への配慮実績」 申告書（様式 12）及び根拠資料

セ 「仕事と家庭の両立支援配慮実績」 申告書（様式 13）及び根拠資料

ソ 「女性活躍推進の実績」 申告書（様式 14）及び根拠資料

タ 「都内中小企業との共同企業体結成の実績」 申告書（様式 15）及び根拠資料（競争入札参加希望者が単体の場合は提出不要）

なお、工事成績評価点の算定の基となる工事成績評価通知書の総評定点のうち、最直近のものが 60 点未満である者については、入札参加を認めない。

また、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、全ての構成員について、ア及びイの資料を構成員ごとに作成し、提出するとともに、工事成績評価点の算定の基となる各構成員の工事成績評価通知書の総評定点のうち、最直近のものが 60 点未満である場合は、入札参加を認めない。

また、7 (1)により、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出る場合は、カからクまでのうち、変更を申し出る配置予定技術者の技術点に係る資料を提出する。

3 総合評価の方法及び落札者の決定方法

- (1) 技術実績評価型総合評価方式（試行）の評価は、価格点と技術点を合計した評価値により行う。
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であるもののうち、価格点と技術点との合計である評価値の最も高い者を落札者とする。
- なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者によるくじ引きにより落札者を決定する。

4 価格点の評価方法

- (1) 価格点の評価は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = (\text{式①} \times 0.13 + \text{式②} \times 0.87)$$

「入札価格 ≥ 基準価格」の場合

$$\text{式①} = 30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{最低入札価格}} + \frac{\text{最低入札価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

$$\text{式②} = 30 \times \left[\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{入札価格}} \right] \times \frac{1}{2}$$

「基準価格 > 入札価格 ≥ 特別基準価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 30 \times \left[\frac{\text{入札価格} - \text{特別基準価格}}{\text{基準価格} - \text{特別基準価格}} \right]$$

「特別基準価格 > 入札価格」の場合

$$\text{式①、式②} = 0$$

※ 式①及び式②の上限は30点とする。

※ 最低入札価格は、基準価格を下回る場合は、基準価格とする。

※ 最低入札価格と予定価格が同額の場合は、式①は30点とする。

※ 式①及び式②は端数処理を行わず、価格点の小数点以下については、競争入札参加者の間で評価の差異として反映されるまで算定する。

※ (1)にある価格は全て消費税額を除いた額とする。

- (2) 基準価格及び特別基準価格（以下、「基準価格等」という。）は、予定価格の内訳から、①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等を基に、原則として下記算定式により設定する。ただし、予定価格の内訳に発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を①～④を基に算定した金額に合算する。

また、建築工事（建築設備工事を含む。）については、直接工事費に現場管理費の一部に相当する額（以下、「現場管理費相当額」という。）が含まれているため、基準価格等の算定に

当たっては、直接工事費から現場管理費相当額を減じた額を直接工事費とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。

なお、現場管理費相当額は、直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費に 1/10（昇降機設備工事にあっては 2/10）を乗じた額とする。

ただし、基準価格については、算定の結果、設定金額が予定価格（税抜）の 7.5/10 に満たない場合は、予定価格（税抜）の 7.5/10 とし、設定金額が予定価格（税抜）の 9.2/10 を超える場合にあっては予定価格（税抜）の 9.2/10 とする。

《 基準価格の算定式 》

$$\text{基準価格} = \text{①} \times 0.97 + \text{②} \times 0.9 + \text{③} \times 0.9 + \text{④} \times 0.68$$

※解体工事の場合は、①の乗率を 0.8 とする。

《 特別基準価格の算定式 》

$$\text{特別基準価格} = \text{①} \times 0.9 + \text{②} \times 0.8 + \text{③} \times 0.8 + \text{④} \times 0.3$$

※解体工事の場合は、上記算定式によらず、予定価格（税抜）の 7.5/10 とする。

《 端数処理 》

基準価格及び特別基準価格の算出に関する端数処理については、以下のとおりとする。

- ・①直接工事費、②共通仮設費、③現場管理費、④一般管理費等に率を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・現場管理費相当額を算出する場合は、円未満切捨てとする。
- ・基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。また、予定価格（税抜）の 9.2/10 を乗じて得た額は、円未満切捨てとする。
- ・解体工事の特別基準価格について、予定価格（税抜）の 7.5/10 を乗じて得た額は、円未満切上げとする。

5 技術点の評価項目

技術点の評価は、「企業の技術力」及び「企業の信頼性・社会性」から算定するものとし、技術点の評価項目、技術点の評価項目ごとの評価点及び満点は、次表のとおりとする。

ただし、「企業の信頼性・社会性」における環境への配慮実績、雇用・就業への配慮実績又は仕事と家庭の両立支援配慮実績については、評価項目ごとに実績を有していても合計で 0.5 点を上限とする。

また、技術点の上限は 30 点とする。

	評価項目	評価点	満点(点)	
企業の技術力	企業の同種工事等の実績	企業の実績点	2	28
	過去の工事成績評定	工事成績評価点	15	
	企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点	2	
	配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点	3	
	配置予定技術者の同種工事等の実績	配置予定技術者の実績点	3	
	配置予定技術者の優良工事の実績	配置予定技術者の優良工事の実績点	3	
企業の信頼性・社会性	事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点	(-3)	(-3)
	地域における実績	地域における実績点	1	2
	災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点	1	
	環境への配慮実績	環境への配慮の実績点	0.5	0.5
	雇用・就業への配慮実績	障害者雇用の実績点	0.5	
	仕事と家庭の両立支援配慮実績	「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点	0.5	
	女性活躍推進の実績	女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点	0.5	0.5
		女性活躍に係る行動計画策定の実績点	0.25	
	都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点	1	1

6 技術点の評価方法

(1) 「企業の実績点」の算定方法

「企業の実績点」は2点満点とし、競争入札参加希望者のうち当該競争入札の参加資格確認の通知を受けた者又は当該競争入札の参加者として指名を受けた者（以下「競争入札参加者」という。）が、基準日^(注)の5年前の日から起算して5年の間に完了した1件の工事において、一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）における竣工登録を経て発行された登録内容確認書の技術データ（以下「データ」という。）により同種工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は2点、データにより類似工事の要件が確認できる工事实績を有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

企業の実績	企業の実績点
同種工事が1件以上あり	2
類似工事が1件以上あり	1
なし	0

同種工事及び類似工事は次のとおりとする。

同種工事：〔工種〕既製杭工事、〔工法〕既製杭工
〔杭長（代表深度）〕17.0m 以上
類似工事：〔工種〕既製杭工事、〔工法〕既製杭工
〔杭長（代表深度）〕8.5m 以上

算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に競争入札参加者が企業として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

また、実績の対象となる工事は、単体又は共同企業体の代表者（乙型建設共同企業体の場合は担当工事の代表者）として実施した案件に限るものとする。

（注）「基準日」とは、各四半期の初日（4月1日、7月1日、10月1日又は1月1日）のうち、発注予定の公表を開始する日の直前のものをいう。ただし、発注予定の公表を開始する日が各四半期の初日の場合は、該当する各四半期の初日とする。以下同じ。

（2）「工事成績評価点」の算定方法

「工事成績評価点」は、過去の工事成績評定通知書（東京都（公営企業局を含む。以下「都」という。）の発注工事のみを対象とする。）の総評定点の平均に基づき、次のとおりとする。

工事成績評定通知書の総評定点の平均	工事成績評価点
0 点 以 上 40 点 未 満	0
40 点 以 上 60 点 未 満	1
60 点 以 上 62.5 点 未 満	3
62.5 点 以 上 65 点 未 満	5
65 点 以 上 66.5 点 未 満	7
66.5 点 以 上 68 点 未 満	8
68 点 以 上 69.5 点 未 満	9
69.5 点 以 上 71 点 未 満	10
71 点 以 上 72.5 点 未 満	11
72.5 点 以 上 75 点 未 満	12
75 点 以 上 77.5 点 未 満	13
77.5 点 以 上 80 点 未 満	14
80 点 以 上 100 点 以 下	15

工事成績評定通知書の総評定点の平均は、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事のうち、工事完了日が基準日に近いものから順に3件の工事成績評定通知書の総評定点の相加平均とし、小数第2位以下は切捨てて小数第1位とする。3件に満たない場合は、当該工事件数のみを対象とする。工事完了日が同一の案件が複数存在する場合は、工事成績評定点の低いものを優先する。

また、工事成績評定通知書の総評定点が60点未満のものは、当該総評定点を0点として算定するものとする。

なお、該当する工事が無い場合（0件）でも入札参加は可能である。

工事成績評価点算定の対象工事は、東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分において、本工事と同一の業種の工事とする。

競争入札参加希望者が共同企業体の場合の「工事成績評価点」は、上表に基づき算定される構成員ごとの「工事成績評価点」全てを、構成員ごとの出資割合により加重平均し、算定するものとする。

（3）「企業の優良工事表彰の実績点」の算定方法

「企業の優良工事表彰の実績点」は2点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間（すなわち前年度を含む過去5か年度）に、優良工事として表彰された実績を1件以上有する場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

企業の優良工事表彰の実績	企業の優良工事表彰の実績点
1 件 以 上 あ り	2
な し	0

優良工事として表彰された実績は、都の発注工事において、工事を優良な成績で完成させたとして、工事を主管する局等の長（以下「工事主管局長」という。）等から賞状等の書状を贈呈された実績を対象とする。対象となる表彰制度は巻末資料 1 による。

また、算定の根拠資料として、工事主管局長等から贈呈された賞状等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(4) 「配置予定技術者の資格点」の算定方法

「配置予定技術者の資格点」は 3 点満点とし、配置予定技術者が、本工事の建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）上の業種について、一級技術者（建設業法第 15 条第 2 号イに該当する者をいう。以下同じ。）の場合は 3 点、二級技術者（建設業法第 27 条第 1 項の規定による技術検定その他の法令に規定する試験で当該試験に合格することによって直ちに同法第 7 条第 2 号ハに該当することとなるものに合格した者又は他の法令の規定による免許又は免状の交付（以下「免許等」という。）で当該免許等を受けることによって直ちに同号ハに該当することとなるものを受けた者であって一級技術者以外の者をいう。以下同じ。）の場合は 2 点、その他の技術者（建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号ハに該当するもので一級技術者及び二級技術者以外の者をいう。）の場合は 1 点とする。その区分及び算定は次表のとおりである。

配置予定技術者の保有する資格	配置予定技術者の資格点
一 級 技 術 者	3
二 級 技 術 者	2
そ の 他 の 技 術 者	1

複数の資格を持つ場合には、上位の資格 1 つについてのみ評価する。

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者の保有資格証（本工事の建設業法上の業種に関する資格）の写し又は実務経験を証明する資料を提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(5) 「配置予定技術者の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の実績点」は 3 点満点とし、配置予定技術者が、基準日の 5 年前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、データにより同種工事の要件が確認できる工事のいずれか 1 件について、監理技術者として関わった場合に 3 点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は 1 点、データにより類似工事の要件が確認できる工事のいずれか 1 件について、監理技術者として関わった場合は 1.5 点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合は 0.5 点、それ以外の場合は 0 点とする。ただし、配置予定技術者が競争入札参加申込みの提出時点において、40 歳以下の場合又は配置予定技術者が女性の場合は、基準日の 5 年前の日から起算して 5 年の間に完了した工事のうち、同種工事の実績 1 件について、監理技術者として関わった場合に 3 点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に 2 点、それ以外の場合に 1 点、類似工事の実績 1 件について、監理技術者として関わった場合に 2.5 点、主任技術者又は現場代理人として関わった場合に 1.5 点、それ以外の場合に 1 点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

なお、実績の対象となる工事において、配置予定技術者が複数の職務を兼ねていた場合は、い

いずれか一つの職務についてのみ評価する。

配置予定技術者が係わった経験及び責任	配置予定技術者の実績点	配置予定技術者が40歳以下又は女性の場合の実績点
監理技術者（同種工事）	3	3
主任技術者又は現場代理人（同種工事）	1	2
監理技術者（類似工事）	1.5	2.5
主任技術者又は現場代理人（類似工事）	0.5	1.5
な し	0	1

同種工事及び類似工事は、6(1)において規定する内容と同じとする。

また、算定の根拠資料として、同種工事及び類似工事に配置予定技術者が技術者として関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）、生年月日が証明できる資料（健康保険証等）及び女性であることを証明する資料（健康保険証等）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の保有する資格を対象とする。

(6) 「配置予定技術者の優良工事の実績点」の算定方法

「配置予定技術者の優良工事の実績点」は3点満点とし、配置予定技術者が、基準日の5年3か月前の日から起算して5年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、監理技術者、主任技術者又は現場代理人として関わった工事の実績1件について、工事成績評定通知書の総評定点が80点以上の場合は3点、工事成績評定通知書の総評定点が75点以上80点未満の場合は2点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

配置予定技術者が監理技術者、主任技術者又は現場代理人として係わった工事の工事成績評定通知書の総評定点	配置予定技術者の優良工事の実績点
80 点 以 上	3
75 点 以 上 80 点 未 満	2
75 点 未 満	0

また、算定の根拠資料として、配置予定技術者が技術者として該当工事に関わったことが確認できるコリンズの登録内容確認書（技術データを含む。）の写し及び工事成績評定通知書（再交付されたものを含む。）の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、配置予定技術者のうち監理技術者として予定している者の実績を対象とする。

(7) 「事故及び不誠実な行為の実績点」の算定方法

「事故及び不誠実な行為の実績点」は、競争入札参加者が、基準日の3年前の日から起算して3年の間に、東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成18年4月1日付17財経総第1543号）に基づく指名停止を受けている場合は－3点とする。ただし、競争入札参加者が特定の業種（部門）について指名停止を受けている場合であって、本工事と指名停止を受けている業種（部門）が同一のときは－3点とする。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該指名停止が上記対象期間内にあったとしても、事故及び不誠実な行為による評価は行わないこととする（事故及び不誠実な行為はなしとする）。

区分及び算定は、次表のとおりである。

事故及び不誠実な行為の有無	事故及び不誠実な行為の実績点
あ り	-3
な し	0

算定の根拠資料として、都が通知した該当する指名停止通知書の写しを提出する。ただし、指名停止中又は指名停止期間終了後に、当該指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなった場合は、指名停止通知書の写しの提出は不要とする。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合、構成員いずれかが指名停止を受けていれば「事故及び不誠実な行為」は「あり」とする。

(8) 「地域における実績点」の算定方法

「地域における実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、基準日の3年3か月前の日から起算して3年の間に完了した工事（都の発注工事のみを対象とする。）のうち、本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村において行った工事で、工事成績評価通知書の総評定点が65点以上の実績を1件以上有する場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

地域における実績	地域における実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

本工事の施工場所の属する区市町村及びそれに隣接する区市町村は、次のとおりである。

本工事の施工場所の属する区市町村：中野区

隣接する区市町村：新宿区、渋谷区、杉並区、豊島区、練馬区

また、算定の根拠資料として、該当工事の施工場所が確認できる工事請負契約書等の写し及び工事成績評価通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(9) 「災害協定締結の実績点」の算定方法

「災害協定締結の実績点」は1点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合又は競争入札参加者が加入している団体が、競争入札参加申込みの提出の時点で、都と災害時における防災活動について定めた災害協定を1件以上締結している場合は1点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

災害協定等の締結の有無	災害協定締結の実績点
1 件 以 上 あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、該当する災害協定に係る協定書等の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(10) 「環境への配慮の実績点」の算定方法

「環境への配慮の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めたとうきょう森づくり貢献認証制度の森林整備サポート認定、^{じゅうき}什器による二酸化炭素固定量認証、多摩産材製品による二酸化炭素固定量認証又は建築物等による二酸化炭素固定量認証に認定された実績

を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

環境への配慮の実績の有無	環境への配慮の実績点
あり	0.5
なし	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等が発行した認証書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(11) 「障害者雇用の実績点」の算定方法

「障害者雇用の実績点」は0.5点満点とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年7月25日法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第43条第7項に規定する厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加者が、競争入札参加申込期間の末日の直近に公共職業安定所宛提出した障害者雇用状況報告書における実雇用率が当該案件の申込締切時点における法定雇用率を上回る場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

このほか、当該報告義務がない競争入札参加者が、競争入札参加申込日において、次のいずれかのとおり障害者を雇用している場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

- ・ 常用労働者のうち1週間の所定労働時間が30時間以上の障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「重度身体障害者」「知的障害者」「重度知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち重度身体障害者又は重度知的障害者（障害者雇用促進法第2条の「重度身体障害者」「重度知的障害者」をいう。）を1名以上雇用している場合
- ・ 短時間労働者のうち身体障害者、知的障害者又は精神障害者（障害者雇用促進法第2条の「身体障害者」「知的障害者」「精神障害者」をいう。ただし、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を2名以上雇用している場合

なお、短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、競争入札参加者の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比して短く、20時間以上30時間未満である者のうち、次のいずれかに該当する常用労働者をいう。

① 期間の定めなく雇用されている労働者

② 一定の期間（例えば1か月、6か月等）を定めて雇用されている労働者であって、その雇用期間が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者

加点対象となる障害者は、競争入札参加申込日から起算して過去3か月以上雇用されている労働者に限るものとする。

障害者雇用の実績の有無	障害者雇用の実績点
実雇用率が法定雇用率を上回る（法による報告義務有の場合）	0.5
1名もしくは2名以上の雇用あり（法による報告義務無の場合）	
なし	0

算定の根拠資料として、障害者雇用促進法の規定により厚生労働大臣への報告義務がある競争入札参加希望者については、競争入札参加申込受付期間の末日の直前に公共職業安定所の受付印を有する障害者雇用状況報告書の写し（受付印が無い場合は受付されたことが確認できる資料の写し）、当報告義務がない競争入札参加希望者については、雇用している者の障害者手帳の写し等及び健康保険証等、雇用状況を確認できる書類の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(12) 「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点の算定方法

「東京ライフ・ワーク・バランス認定企業」の実績点は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京ライフ・ワーク・バランス認定制度に認定された実績を1件以上有する場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業認定実績の有無		東京ライフ・ワーク・バランス認定企業認定の実績点
あ	り	0.5
な	し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、認定証等の書状の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(13) 「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」の算定方法

「女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点」は0.5点満点とし、競争入札参加者が、競争入札参加申込み受付期間の末日の5年前の日が属する年度の4月1日から起算して5年の間に、東京都が定めた東京都女性活躍推進大賞の大賞、優秀賞又は特別賞を受賞した実績を1件以上有する場合又は競争入札参加者が、競争入札参加申込みの提出時点において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）第9条に基づく認定（えるぼし認定）を受けている場合は0.5点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績の有無		女性活躍推進大賞又はえるぼし認定の実績点
あ	り	0.5
な	し	0

また、算定の根拠資料として、東京都知事等から贈呈された、賞状等の書状又は女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものとして各労働局が認定した通知書の写しを提出する。

なお、競争入札参加希望者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(14) 「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」の算定方法

「女性活躍に係る行動計画策定の実績点」は0.25点満点とし、競争入札参加者が、令和4年4月1日以降かつ競争入札参加申込み受付期間の末日の2年前の日から起算して2年の間に、競争入札参加者が女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を新たに策定したとして各労働局宛てに届け出た場合は0.25点、それ以外の場合は0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

女性活躍に係る行動計画策定の実績の有無	女性活躍に係る行動計画策定の実績点
あ り	0.25
な し	0

また、算定の根拠資料として、女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画を策定したとして各労働局あてに届け出た一般事業主行動計画策定届（受付印を有するもの）の写し（受付印が無い場合は受付されたことが確認できる資料の写し）を提出する。

なお、競争入札参加者が共同企業体の場合は、構成員いずれかの実績を対象とする。

(15) 「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」の算定方法

「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」は1点満点とし、当該発注工事において競争入札参加者が共同企業体を結成し、その構成員のいずれかが本店所在地が都内である中小企業（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年6月30日法律第97号）第2条第1項の規定によるもの）であり、かつその出資比率が20%以上である場合に1点、それ以外の場合に0点とする。その区分及び算定は、次表のとおりである。

都内中小企業との共同企業体結成の有無	都内中小企業との共同企業体結成の実績点
あ り	1
な し	0

また、算定の根拠資料として、都の入札参加資格申請受付票及び競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出する。

(16) 技術点は、7（1）により配置予定技術者が変更となった場合についても、競争入札参加希望申込み時の配置予定技術者による点数で評価する。

7 配置予定技術者の取扱い

- 提出資料に記載された配置予定技術者については、原則として工事完了まで変更することができない。ただし、競争入札参加申込み後から落札予定者が持参する積算内訳書の確認時までの間に配置予定技術者の変更を申し出た場合、配置予定技術者の死亡等のほか、工場製作から現場設置へと工事現場が移行する場合等、発注者がやむを得ないと認めた場合はこの限りでない。この場合、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計は、変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計以上とする。
- 技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めない場合又は技術者の変更を発注者がやむを得ないと認めた場合であっても、変更後の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計が変更前の技術者が保有する「配置予定技術者の資格点」、「配置予定技術者の実績点」及び「配置予定技術者の優良工事の実績点」の合計未満のときは、入札時の提出資料に虚偽の記載をしたものとして取り扱うことがあるとともに、本工事の工事成績評定を減じることがある。

8 その他の留意事項

- (1) 提出資料の提出後は、原則として記載された内容の変更を認めない。ただし、発注者がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。
- (2) 提出資料の作成及び提出に要する費用は、競争入札参加希望者の負担とする。
- (3) 提出資料は、本工事に係る審査以外に競争入札参加希望者に無断で使用することはない。
- (4) 提出資料は、返却しない。
- (5) この入札における非落札の理由その他の手続に関しては、「東京都入札監視委員会運営要領」（平成 14 年 3 月 19 日付 13 財経総第 1719 号）により、契約事務担当者に対して苦情を申し立てることができる。

「企業の優良工事表彰の実績点」の対象となる表彰制度

局名	表彰状類 の名称	表彰状類 授与者	根拠となる要綱類の名称
財務局	賞状	局長	財務局優良工事等表彰要綱
都市整備局	賞状	局長	都市整備局優良工事等局長賞贈呈要綱
	感謝状	所長	都市整備局優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
住宅政策本部	賞状	本部長	住宅政策本部優良工事等本部長賞贈呈要綱
	感謝状	都 営 住 宅 経 営部長	住宅政策本部優良工事等都営住宅経営部長賞等贈 呈要綱
	感謝状	所長	住宅政策本部優良工事等事務所長賞等贈呈要綱
産業労働局	賞状	農 林 水 産 部 長	産業労働局農林水産部森林土木優良工事等公表要 綱
建設局	賞状	局長	建設局優良工事等公表要綱
	賞状	所長	建設局事務所長優良工事等公表要綱
	賞状	局長	建設局災害復旧等功労者公表要綱
港湾局	賞状	局長	港湾局優良工事等公表要綱
交通局	感謝状	建 設 工 務 部 長	交通局建設工務部優良請負工事等公表等実施要領 及び同細則
水道局	表彰状	局長	東京都水道局優良工事等公表要綱
		部長、所長	
下水道局	賞状	局長	東京都下水道局優良工事受注者表彰要綱
	感謝状	局長	東京都下水道局工事施行成績優良業者公表要綱

※ 上記の表彰制度について、要綱類が改正されたことにより、改正前の要綱類からその名称等
が変更となっているものについては、改正前の要綱類により表彰された場合であっても、上記
表彰制度により表彰されたものとみなす。

※ 授与された表彰状類が実績の対象となるのか不明な場合は、表彰状類を発行した部署に確認
すること。

対象期間一覧表(令和4年度)

令和4年度の 公表開始日	令和4年度の 基準日	対象項目		様式 番号	対象期間
4月1日から 6月30日	4月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
			過去の工事成績評定	1	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
			優良工事の実績	4	平成29年 1月1日から令和3年12月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	平成31年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		地域における実績		6	平成31年 1月1日から令和3年12月31日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		環境への配慮実績		11	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)		14	
7月1日から 9月30日	7月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成29年 7月1日から令和4年 6月30日まで
			過去の工事成績評定	1	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成29年 7月1日から令和4年 6月30日まで
			優良工事の実績	4	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	令和元年 7月1日から令和4年 6月30日まで
		地域における実績		6	平成31年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8	平成29年 7月1日から令和4年 6月30日まで
		環境への配慮実績		11	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)		14	
10月1日から 12月31日	10月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成29年10月1日から令和4年 9月30日まで
			過去の工事成績評定	1	平成29年 7月1日から令和4年 6月30日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成29年10月1日から令和4年 9月30日まで
			優良工事の実績	4	平成29年 7月1日から令和4年 6月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	令和元年10月1日から令和4年 9月30日まで
		地域における実績		6	令和元年 7月1日から令和4年 6月30日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8	平成29年10月1日から令和4年 9月30日まで
		環境への配慮実績		11	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)		14	
1月1日から 3月31日	1月1日	企業の施工能力	同種工事等の実績	3	平成30年 1月1日から令和4年12月31日まで
			過去の工事成績評定	1	平成29年10月1日から令和4年 9月30日まで
			優良工事表彰の実績	3	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		配置予定技術者の能力	同種工事等の実績	4	平成30年 1月1日から令和4年12月31日まで
			優良工事の実績	4	平成29年10月1日から令和4年 9月30日まで
		事故及び不誠実な行為の有無		5	令和 2年 1月1日から令和4年12月31日まで
		地域における実績		6	令和元年10月1日から令和4年 9月30日まで
		単価契約工事又は緊急施行工事の実績		8	平成30年 1月1日から令和4年12月31日まで
		環境への配慮実績		11	
		仕事と家庭の両立支援配慮実績		13	平成29年 4月1日から令和4年 3月31日まで
		女性活躍推進の実績(女性活躍推進大賞)		14	

※公表開始日は、東京都入札情報サービスの「発注予定情報」から検索の上ご確認下さい。
「発注予定案件一覧」のページで案件ごとに「公表日」として記載されています。

別紙

東京都技術実績評価型総合評価方式

落札者決定基準

工事件名 神田川整備工事（その１５７）その２

令和４年１０月

(落札者決定基準)

落札者決定基準は、「東京都技術実績評価型総合評価方式試行要綱」第14条から第18条のとおりとし、同要綱第14条第5項及び同条第6項に規定する選択対象の評価項目は「建設局技術実績評価型総合評価方式試行実施要領」第3のとおりとする。

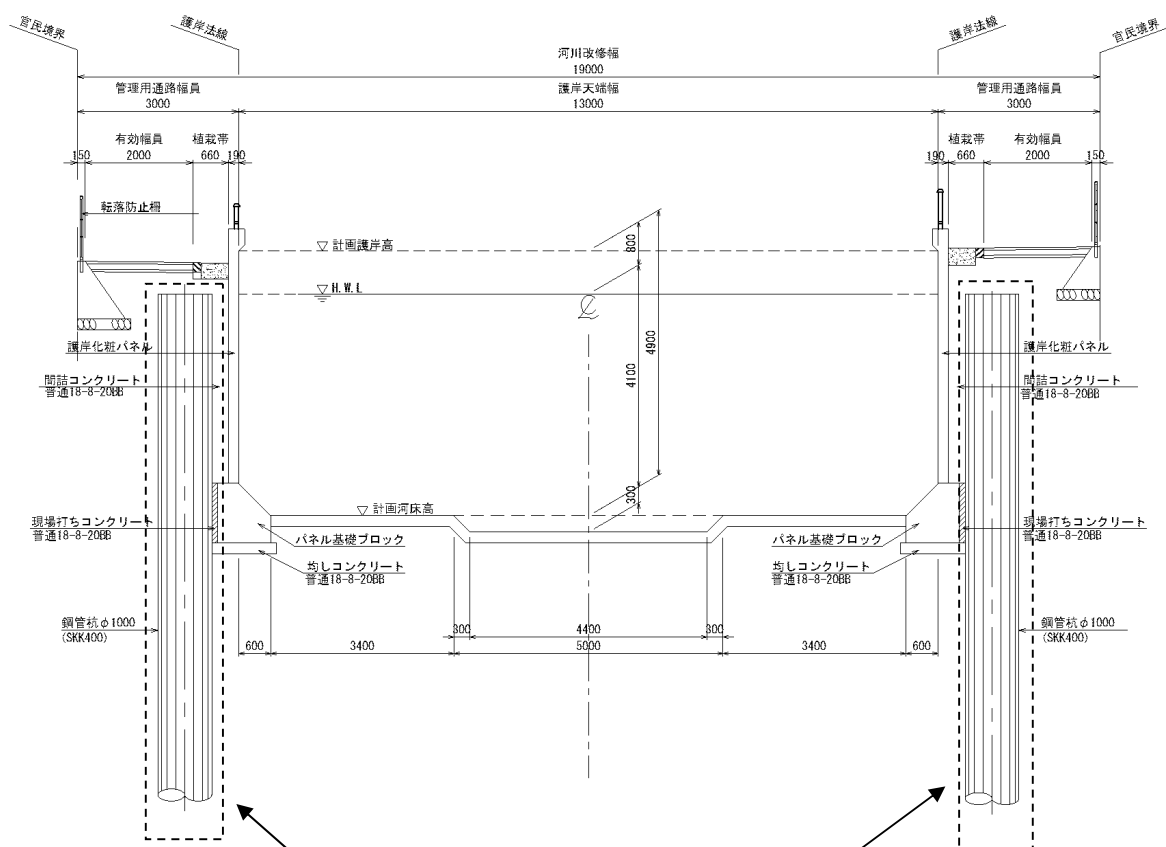
なお、同要綱第17条第2項(2)及び(3)に基づき指定する同種工事及び類似工事は以下のとおりとする。

同種工事及び類似工事は、財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（以下「コリンズ」という。）に登録された工事とし、次に掲げるものとする。	
同種工事：〔工種〕	既製杭工事
〔工法〕	既製杭工
〔杭長（代表深度）〕	17.0m以上
類似工事：〔工種〕	既製杭工事
〔工法〕	既製杭工
〔杭長（代表深度）〕	8.5m以上

同要綱第17条第3項(4)に基づき指定する「工事成績評価点」の算定対象となる業種は東京都建設工事等競争入札参加資格の業種区分で、当該発注工事と同一の業種の工事とする。

業 種： 河川工事

同要綱第17条第6項(2)及び(3)に基づき指定する「配置予定技術者の実績点」の算定対象となる同種工事及び類似工事は、「企業の実績点」の算定方法において規定する内容と同じとする。



既製杭工 杭長 (代表深度) 17.0m

東京都入札監視委員会定例審議（議案）

開催日	令和5年11月20日（月）	議案番号	5
所管部署	東京都水道局		
施工業種	水道施設工事	等級	A
件名	高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管(700mm)新設工事		
場所	東京都八王子市高月町2240番地内(高月給水所)から同市加住町一丁目260番地先間		
概要	別紙のとおり		
工期	契約時：契約確定の日の翌日から660日間 （令和4年10月5日～令和7年7月3日） 変更後：契約確定の日の翌日から720日間 （令和4年10月5日～令和7年10月7日）		
契約者	青木あすなろ・ホープ建設共同企業体		
契約金額	契約時：2,368,245,000円 変更後：2,375,472,000円（第1回）		

契約方式	一般競争入札
応募（指名）者	別紙「一般競争入札参加資格確認委員会議案」のとおり（全13者）
入札参加(指名)者	別紙入札経過調書のとおり（全13者）
入札経過（結果）	別紙入札経過調書のとおり（全10者）
施工状況	施工中

（備考）

○添付資料

- 1 工事概要（案内図含む）
- 2 工事発注予定表及び入札参加条件
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書（落札者のみ）
- 4 一般競争入札参加資格確認委員会 議案
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書（落札者のみ）
- 6 入札経過調書
- 7 工事請負契約書（表紙）
- 8 契約内容変更決定通知書及び承諾書

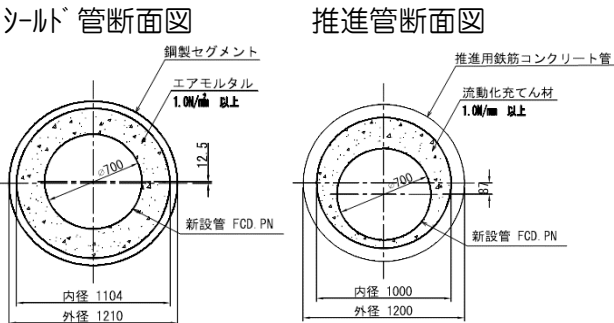
高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管（700mm）新設工事

1 整備目的

既設配水本管の高月・高倉線（FCA 布設年度不明）は漏水リスクが高い上に、バックアップが無く（＝断水不可）、事故時の影響が大きいため早期の更新が必要。

2 整備概要

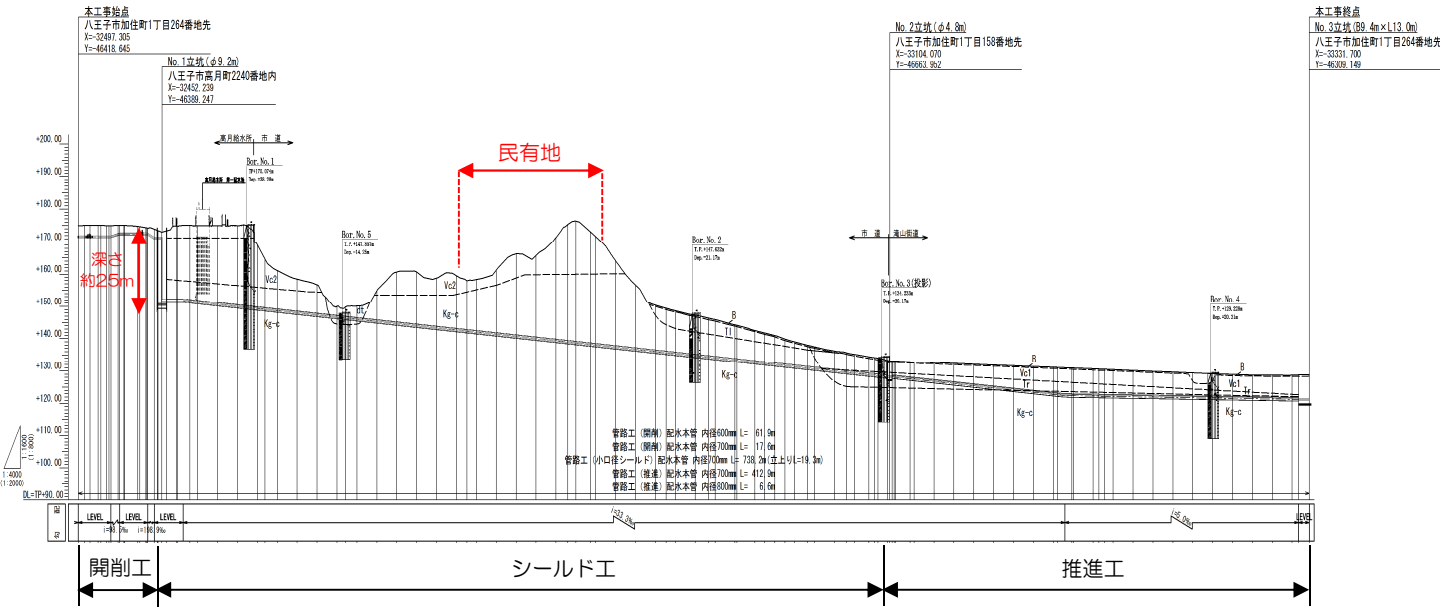
- 施工箇所：八王子市高月町2240番地内（高月給水所）から 同市加住町一丁目260番地先間
- 整備延長：1,237.2m
- 整備口径：配水本管 内径700mm
- 施工方法：【シールド工法】 L=738.2m
（八王子市自然緑地及び民有地、八王子市道）
シールド内径1,104mm（外径1,210mm）
【推進工法】 L=419.5m（滝山街道）
推進管内径1,000mm（外径1,200mm）
【開削工法】 L=79.5m（高月給水所内）
- 施工時期：令和4年10月から令和7年7月まで 660日間



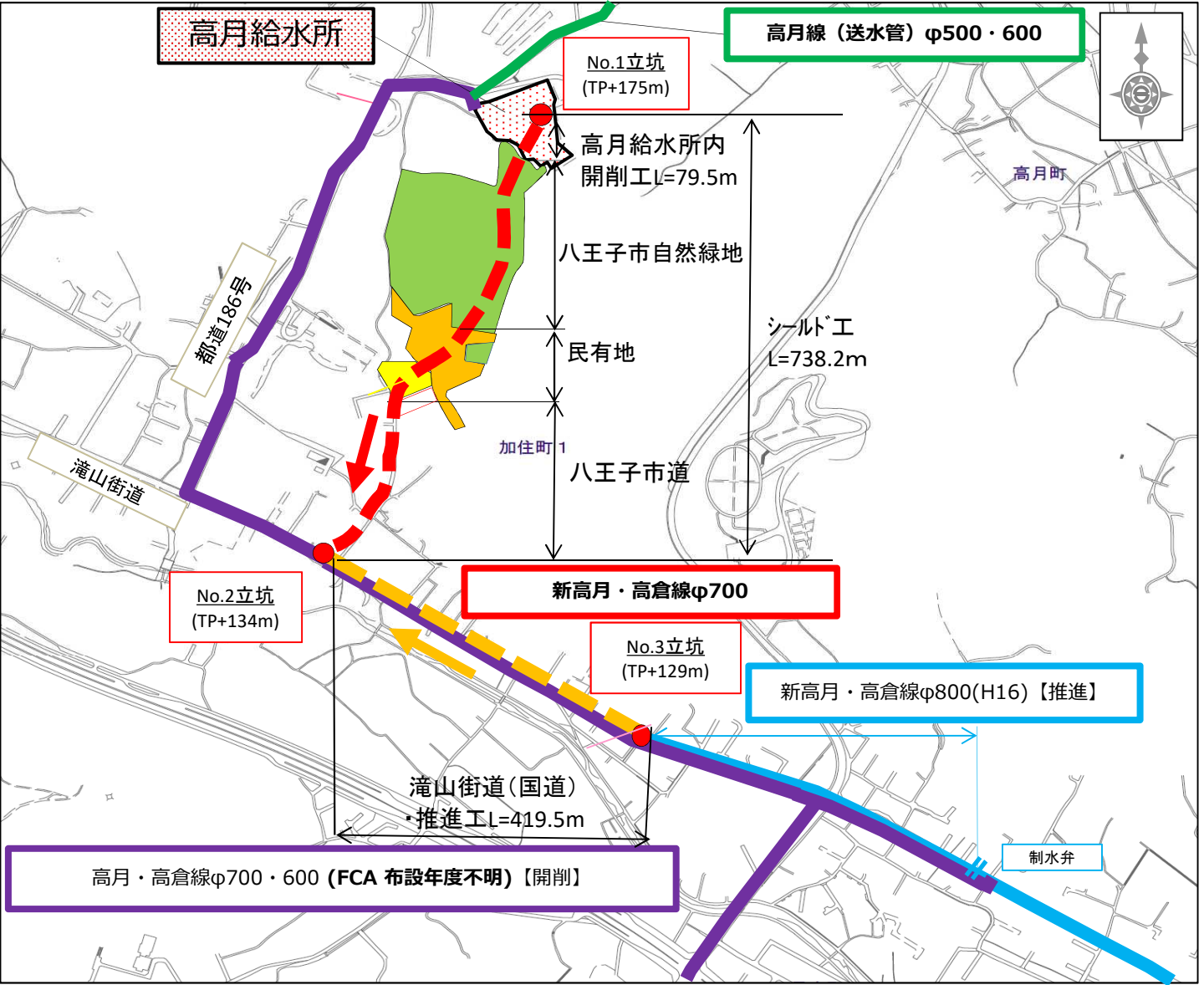
3 工程表

	令和4年(2022)年度				令和5年(2023)年度				令和6年(2024)年度				令和7年(2025)年度			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III	IV
高月給水所内整備																
シールド工																
推進工																
開削工及び通水準備																

4 断面図



5 配水本管整備案内図



6 立坑予定箇所



No.1立坑予定地(発進 ア-バ リリグ 工法) No.2立坑予定地(両到達 ライフ レート工法) No.3立坑予定地(発進 鋼矢板工法)

発注予定表

項目	項目内容			
契約番号	04水経契契第339号			
業種	業種	0400:水道施設工事		
	希望受付業種 1	0400:水道施設工事		
	AND・OR条件	AND条件		
	希望受付業種 2	2400:推進工事		
	希望受付業種 3			
件 名	【電子】高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管（700mm）新設工事			
履行場所	東京都八王子市高月町2240番地内（高月給水所）から同市加住町一丁目260番地先間			
概 要	別紙工事概要参照			
履行期間	契約確定の日の翌日から660日間			
契約方法	一般競争入札			
予定価格 (税込)	事後公表			
発注等級	A			
受付等級	A, B, C, D, E, X, JV			
工事発注規模	22億8,000万円以上 30億円未満			
そ の 他	契約後VE対象、建設リサイクル法対象、ISO9001試行工事			
入札説明会 開催日時				
入札説明会 開催場所				
公報登載日	令和 4年 7月20日			
開札予定日時	令和 4年 9月26日 9時00分			
希望申請期間	令和 4年 7月20日 9時00分から令和 4年 8月 8日 14時00分まで			
希望申請場所	東京都電子調達システム上の「電子入札」又は都庁第二本庁舎21階水道局経理部契約課			
希望申請要件 1	JV発注（2者）案件。次の条件を満たす2者の間で建設共同企業体を事前に自主結成し、希望申込みを行うこと。			
希望申請要件 2	※希望申請要件を含め、詳細については、別紙入札説明書参照			
希望申請要件 3				
希望申請要件 4				
希望申請要件 5				
希望申請要件 6				
希望備考	別紙「発注予定表 希望備考」のとおり			
担当局部課	水道局経理部契約課			
担当者	工事契約担当			
連絡先	03-5320-6403 内線番号：48-522			
発注予定備考	別紙「発注予定表 発注予定備考」のとおり			

発注予定表 希望備考

(電子での申込み)令和4年7月20日(水)から同年8月8日(月)まで(土曜日を除く。)の午前8時から午後9時まで(希望申請期間最終日は午後2時まで)。入札説明書3(1)ア(ア)及び(イ)で示した書類をファイル添付すること。これにより難しい場合は、令和4年7月20日(水)から同年8月8日(月)までの午後1時から午後5時までに水道局経理部契約課へ持参又は郵送も可。(持参の場合は、受付票を提示。郵送の場合は、受付票の写しを同封。)

(紙での申込み)令和4年7月20日(水)から同年8月8日(月)まで(休日を除く。)の午後1時から午後5時まで(希望申請期間最終日は午後2時まで)。入札説明書3(2)ア(ア)から(エ)で示した書類を水道局経理部契約課へ持参又は郵送すること。(持参の場合は、受付票を提示。郵送の場合は、受付票の写しを同封。)

入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 業種 水道施設工事

(2) 工事件名 高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管(700mm)新設工事

(3) 工事場所 八王子市高月町2240番地内(高月給水所)から同市加住町一丁目260番地先間

(4) 工事概要

ア 管路工(小口径シールド)配水本管

(ア) No. 1立坑築造工(発進) 新設 1か所

(イ) No. 1立坑内配管 内径700mm 新設 7m

(ウ) No. 2立坑築造工(両到達) 新設 1か所

(エ) No. 2立坑内配管 内径700mm 新設 4m

(オ) 一次覆工(トンネル築造工) 内径1000mm 新設 719m

(カ) 二次覆工(トンネル内配管) 内径700mm 新設 726m

イ 管路工(推進)配水本管

(ア) No. 3立坑築造工(押込口) 新設 1か所

(イ) No. 3立坑内配管 内径800mm 新設 7m

(ウ) No. 3立坑内配管 内径700mm 新設 3m

(エ) さや管 内径1000mm 新設 408m

(オ) さや管内配管 内径700mm 新設 410m

ウ 管路工(開削)配水本管

(ア) 配水本管 内径700mm 新設 18m

(イ) 配水本管 内径600mm 新設 62m

(ウ) No. 1連絡工 内径350mm 新設 6m

(エ) No. 2連絡工 内径300mm 新設 1m

(オ) No. 2連絡工 内径250mm 新設 7m 撤去 7m

(カ) No. 3連絡工 内径100mm 新設 13m 撤去 1m

(キ) No. 4連絡工 内径100mm 撤去 9m

エ 附属物設置工

(ア) 場内人孔① 新設 1か所

(イ) 場内人孔② 新設 1か所

(ウ) 空気弁室 口径100mm 新設 1か所

(エ) No. 3立坑人孔 新設 1か所

オ 排水設備工

(ア) 排水栓室 内径600mm 新設 1か所

(イ) 排水管 内径200mm 新設 11m

(5) 工期 契約確定の日の翌日から660日間

(6) 適用業種グループ 土木業種グループA

(7) 工事発注規模 22億8,000万円以上 30億円未満

(8) この工事は、契約締結後にVE提案を受け付ける契約後VEの対象工事である。

(9) ISO9001試行工事案件(東京都水道局と受注者が契約後合意した場合のみ)

(10) 本案件は、低入札価格調査制度の対象案件である。

(11) 本案件は、電子入札案件であるので、別に指示する場合を除き、入札に係る手続は、電子調達シス

テムにより行うこと。ただし、これにより難い場合には、東京都水道局電子入札運用基準(平成16年8月20日付16水経契第688号。以下「電子入札運用基準」という。)第13により、書面による手続を行うことができる。この場合において、書面により手続を行おうとする者は、その後の手続を全て書面により行わなければならない。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次の(1)から(4)までの全ての事項に該当し、この入札に参加する資格があることの確認を受けた者が、この入札に参加することができる。

(1) 2者構成による建設共同企業体であること。

(2) 建設共同企業体の代表者及び構成員が、次のアからオまでの要件の全てに適合していること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

イ 東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成18年4月1日付17水経契第724号)に基づく指名停止期間中でないこと。

ウ 東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱(平成22年11月5日付22水経契第368号)第3条第1項又は第2項に基づく排除措置期間中でないこと。

エ 経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、東京都水道局が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。)にないこと。

オ 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと(東京都建設工事等競争入札参加資格登録事項にいう「関係する会社等」に当たらないこと。)

(3) 建設共同企業体の代表者は、次のアからカまでの要件の全てに適合していること。

ア 東京都における令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格のうち、業種04「水道施設工事」及び業種24「推進工事」の資格を有すること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項に定める経営事項審査(直近で、かつ、申請日時点で有効なもの。以下「経営事項審査」という。)の水道施設(又は土木一式)の総合評価値が1,100点以上であること。

ウ 過去10年以内に、単独で又は建設共同企業体の代表者若しくは代表者以外の構成員として施工した、次の(ア)から(イ)までの全ての工事实績(官公庁元請実績)を有すること。ただし、代表者以外の構成員であった場合の施工実績は、出資比率40%以上の構成員の実績又は20%以上の構成員としての2回以上の実績があるものとする。

(ア) シールド工法(セグメント内径1650mm未満)の施工

(イ) シールド線形R=50m以下の施工

(ウ) シールド掘進長(1スパン)550m以上の施工

エ 過去10年以内に口径400mm以上の管工事实績があること。

オ 発注業種についての建設業法第3条に基づく特定建設業の許可を受けていること。

カ 出資比率が他の構成員の出資比率を下回らないこと。

(4) 建設共同企業体の代表者以外の構成員は、次のアからエまでの要件の全てに適合していること。

ア 東京都における令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格のうち、業種04「水道施設工事」の資格を有すること。

イ 経営事項審査の水道施設(又は土木一式)の総合評価値が750点以上であること。

ウ 過去10年以内に口径75mm以上の管工事实績があること(審査対象事業者方式による事業協同組合にあっては、全ての施工予定組合員に実績があること。)

エ 出資比率が30%を下回らないこと。

3 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出等

(1) 電子調達システムにより競争入札に参加を希望する者

ア この入札に参加を希望する者は、事前に構成員2者による建設共同企業体を自主結成し、電子調達システムにより建設共同企業体協定書及び一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)を作成するとともに、次の書類を添付しなければならない。これにより難い場

合は、(2)エ(イ)で示す場所に令和4年7月20日(水)から同年8月8日(月)まで(休日を除く。)の午後1時から午後5時までに、資格確認申請書の写し、次の書類及び令和3・4年度の東京都受付票を提出又は提示しなければならない。若しくは、令和4年7月20日(水)から同年8月8日(月)(必着)までに(2)エ(イ)で示す場所へ資格確認申請書の写し、次の書類及び令和3・4年度の東京都受付票の写しを郵送しなければならない。

(ア) 経営事項審査の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(イ) 2(3)ウに示した実績の確認できる契約書の鑑及び実績内容の確認できる部分を色付けした書類(コリンズ等)の写し

イ アにより提出し、又は提示した書類に関し、担当職員から説明を求められたときは、それに応じなければならない。

ウ 資格確認申請書は、次のとおり受け付ける。

令和4年7月20日(水)から同年8月8日(月)まで(土曜日を除く。)の午前8時から午後9時まで(最終日は午後2時まで)

エ この工事の申込みについては、他の工事の申込みとの重複を認めるものとする。

オ 入札の参加資格の確認の結果については、資格確認申請書及びアに示す書類を提出、提示又は郵送した者に対し、一般競争入札参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)により通知する。

(2) 紙により競争入札に参加を希望する者

ア この入札に参加を希望する者は、事前に構成員2者による建設共同企業体を自主結成し、東京都水道局が定めた次の書類(以下「申込書等」という。)を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

(ア) 建設工事共同請負入札参加資格審査申込書、建設共同企業体協定書、委任状及び委任状(復代理人用)又は使用印鑑届

(イ) 各構成員のこの工事における専任可能な監理技術者又は主任技術者を記載した工事希望票兼予定監理技術者等調書

(ウ) 経営事項審査の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

(エ) 2(3)ウに示した実績の確認できる契約書の鑑及び実績内容の確認できる部分を色付けした書類(コリンズ等)の写し

イ アにより提出した書類に関し、担当職員から説明を求められたときは、それに応じなければならない。

ウ 建設工事共同請負入札参加資格審査申込書、建設共同企業体協定書、委任状、委任状(復代理人用)、使用印鑑届及び工事希望票兼予定監理技術者等調書は、次のとおり販売する。

場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 都民広場地下 一般財団法人東京都弘済会用紙販売所

電話 03-5381-6335(ダイヤルイン)

エ 申込書等は、次のとおり受け付ける。

(ア) 期間 令和4年7月20日(水)から同年8月8日(月)まで(休日を除く。)の午後1時から午後5時まで(最終日は午後2時まで)

(イ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第二本庁舎21階北側 東京都水道局経理部契約課(工事契約担当) 電話 03-5320-6403(ダイヤルイン)

(ウ) 申込書等は、持参又は郵送するものとする。

(エ) 申込書等を持参する場合は、令和3・4年度の東京都受付票を必ず提示すること。申込書等を郵送する場合は、令和3・4年度の東京都受付票の写しを必ず添付すること。

オ この工事の申込みについては、他の工事の申込みとの重複を認めるものとする。

カ 入札の参加資格の確認の結果については、申込書等を提出した者に対し、確認結果通知書により通知する。

4 契約条項等の縦覧等に関する事項

(1) 期間 令和4年7月20日(水)から同年8月8日(月)まで(土曜日を除く。)の午前8時から午後9時まで(最終日は午後2時まで)

(2) 場所 電子調達システム上の当該案件情報詳細画面

5 図面及び仕様書の貸与

3の結果、この競争入札に参加する資格があると確認された者については、図面及び仕様書（以下「発注図書」という。）を次の条件をもって貸与する。ただし、発注図書の公表を入札情報サービス上の案件公表時から行っている案件については、案件公表時から貸与するものとする。

(1) 積算以外の目的に使用しないこと。

(2) 使用後は、裁断した上で廃棄すること。

なお、この条件に違反した場合は、以後の入札における指名を制限する。

6 入札手続等

(1) 電子調達システムによる入札

入札に参加する資格があることの確認を受けた日から令和4年9月22日(木)まで(土曜日を除く。)の午前8時から午後9時まで(最終日は午後5時まで)に、電子調達システムにより行うこと。

(2) 紙による入札

入札に参加する資格があることの確認を受けた日から令和4年9月22日(木)まで(休日を除く。)の午後1時から午後5時までに、3(2)エ(イ)に示す場所に提出すること。

(3) 郵便(書留)又は信書便(書留に準ずるもの)による場合の入札書等の受領期限及び送付先

ア 受領期限 令和4年9月22日(木) 午後4時 必着

イ 送付先 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都水道局経理部契約課(工事契約担当)

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年9月26日(月) 午前9時

イ 場所 3(2)エ(イ)に同じ。

(5) 入札参加者は、東京都水道局が配布した積算内訳書又はこれに準ずるものを添付した資料(以下「積算内訳書」という。)に必要事項を記載し、記名の上、作成しておかなければならない。

なお、積算内訳書は、東京都水道局から提出の指示があった場合には、開札前であっても速やかに提出すること。

(6) 入札手続等は、東京都水道局が定めた競争入札等参加者心得(電子入札編)(平成16年8月20日付16水経契第688号。以下「入札心得」という。)及び電子入札運用基準による。

(7) 入札手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 入札者は、開札に立ち会うことができる。入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない当局職員が立ち会う。

(9) 入札に参加する資格があると確認された者は、その見積もった金額の100分の3以上の入札保証金を入札を実施する日の入札前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、入札保証金の納付を免除する。

ア 入札に参加する者が、保険会社との間に東京都水道局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、入札前にその入札保証保険契約に係る保険証券を東京都水道局に提出したとき。

イ 確認結果通知書において、入札保証金の納付を要しないものとされたとき。

(10) 入札において落札者とされた者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

ア 落札者とされた者が、保険会社との間に東京都水道局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、契約締結前にその履行保証保険契約に係る保険証券を東京都水道局に提出したとき。

イ 確認結果通知書において、契約保証金の納付を要しないものとされたとき。ただし、低入札価格調査制度の適用案件で、低入札価格調査を行って落札者となった場合は、この限りではない。

(11) 次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札について不正の行為があったとき。

イ 虚偽の申込みを行った者のした入札

ウ 積算内訳書を作成しない者のした入札

エ その他入札心得に違反したとき。

(12) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札予定者とする。落札予定者は、

当局の指示により、持参した積算内訳書等(以下「確認書類」という。)を提出し、内容の確認を受けなければならない。

- (13) 落札予定者とされた者は、その者が提出した確認書類の内容を確認した後、落札者とする。ただし、落札予定者が提出した確認書類の内容の確認が得られない場合又は入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札予定者とし、同様に確認書類の内容を確認する。

- (14) 前払金は、東京都水道局財務規程(昭和35年東京都水道局管理規程22号)第265条第1項の規定により、次のとおり支払う。

ア 契約金額が36億円未満の場合、契約金額の40%を超えない範囲内で3億6千万円を限度とする額

イ 契約金額が36億円以上の場合、契約金額の10%を超えない範囲内の額

- (15) この入札において不服がある場合は、東京都入札監視委員会水道局事前審査運営要領(平成14年4月1日付13水経契第403号)により、次のとおり苦情申立てを行うことができる。

ア この入札に参加する資格がないと判断された者

(イ) 苦情申立ての範囲 入札参加資格がないと判断された理由

(イ) 期間 入札参加資格がないとの通知を受けた日の翌日から起算して10日以内

(ウ) 場所 新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都水道局経理部契約課(契約調整担当)

電話 03-5320-6402(ダイヤルイン)

イ あらかじめ設けた調査基準価格を下回った入札をした場合で、調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がなされないと判断された者

(イ) 苦情申立ての範囲 履行能力がないと判断された理由

(イ) 期間 契約内容に適合した履行がされないと判断された旨の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内

(ウ) 場所 ア(ウ)に同じ。

- (16) この入札における競争入札参加資格の確認その他の手続に関しては、特定調達契約に係る苦情処理手続(平成14年3月19日付13財経総第1719号)により、当該特定調達契約の手続を行った契約担当部署に説明を求めることができる。

7 競争入札参加資格審査

- (1) 東京都における令和3・4年度建設工事等競争入札参加資格のない者で、この入札への参加を希望する者は、令和4年8月8日(月)までに建設工事等競争入札参加資格の審査申込書ほか必要書類を提出して審査を受けなければならない。

- (2) (1)の審査に関する詳細については、東京都公報特定調達公告版(令和4年3月30日付特定調達第2952号)を参照のこと。

8 その他

- (1) この公告に定めた資料の作成等に要する費用は、申請する者の負担とする。

また、提出された確認書類等は、返却しない。

- (2) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく契約金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、東京都水道局に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書の変更及び契約金額の変更を行う。詳細は、特記仕様書等による。

- (3) 本契約事務の担当部署 3(2)エ(イ)に同じ。

第1回 入札経過調書			
		文書番号	
		契約番号	04-00339
		開札日時	令和 4年 9月28日 9時00分
		開札場所	水道局経理部契約課
		公表区分	事後公表
		予定価格	2,537,535,000円 (税込) 2,306,850,000円 (税抜)
		調査基準価格	2,334,532,200円 (税込) 2,122,302,000円 (税抜)
件名	高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管（700mm）新設工事		
落札者	青木あすなろ・ホープ建設共同企業体	落札 金額	93.3%
住所	東京都千代田区神田美土代町 1 番地		2,368,245,000円
	入札者氏名	入札金額（税抜）	備 考
	1青木あすなろ・ホープ建設共同企業体	2,152,950,000円	
	2飛島・黒須建設共同企業体	2,156,810,780円	
	3戸田・京成建設共同企業体	2,195,400,000円	
	4佐藤・松鶴建設共同企業体	2,218,900,000円	
	5フジタ・南海辰村建設共同企業体	2,224,800,000円	
	6不動テトラ・池田建設共同企業体	2,261,500,000円	
	7大日本・石川徳建設共同企業体	2,277,200,000円	
	8村本・せきど建設共同企業体	2,282,000,000円	
	9真柄・児玉建設共同企業体	2,327,500,000円	
	10大豊・佐田建設共同企業体	2,334,200,000円	
記事	履行場所 先開 工事概要 工 期	東京都八王子市高月町2240番地内（高月給水所）から同市加住町一丁目260番地先間 別紙工事概要参照 契約確定の日の翌日から660日間	

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。））。）。

第1回 入札経過調書

		文書番号		
		契約番号	04-00339	
		開札日時	令和 4年 9月28日 9時00分	
		開札場所	水道局経理部契約課	
		公表区分	事後公表	
		予定価格	2,537,535,000円（税込） 2,306,850,000円（税抜）	
		調査基準価格	2,334,532,200円（税込） 2,122,302,000円（税抜）	
件名	高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管（700mm）新設工事			
落札者	青木あすなろ・ホープ建設共同企業体	落札 金額	93.3%	
住所	東京都千代田区神田美土代町 1 番地		2,368,245,000円	
	入札者氏名	入札金額（税抜）		備 考
11	日本国土・太啓建設共同企業体	辞退		
12	大成・新館建設共同企業体	辞退		
13	大林・京王建設共同企業体	辞退		
記事	履行場所 先間 工事概要 工 期	東京都八王子市高月町2240番地内（高月給水所）から同市加住町一丁目260番地先間 別紙工事概要参照 契約確定の日の翌日から660日間		

予定価格は消費税及び地方消費税の額を含んだ金額であり、入札金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない金額である。
 落札金額は、入札金額に 記載してある金額に100分の 10 に相当する金額を加算したものである（1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる（単数単価契約の場合を除く。））。。

契約変更の内容について

令和 5年11月20日
水 道 局
経理部契約課

件名	高月給水所から八王子市加住町一丁目地先間配水本管(700mm)新設工事		
履行場所	東京都八王子市高月町2240番地内(高月給水所)から同市加住町一丁目260番地先間		
種別	請負		
概要	整備延長：1,237.2m 整備口径：配水本管 内径700mm 施工方法：【シールド工法】L=738.2m（八王子市自然緑地及び民有地、八王子市道）シールド内径1,104mm（外径1,210mm） 【推進工法】 L=419.5m（滝山街道）推進管内径1,000mm（外径1,200mm） 【開削工法】 L=79.5m（高月給水所内）		
工事着手の時期	令和4年10月5日		
工事完成の時期	令和 7 年 7 月 3 日（660日間）		令和 7 年10月 7 日（720日間）
契約の相手方	住所	東京都千代田区神田美土代町 1 番地	
	商号又は名称	青木あすなろ・ホープ建設共同企業体	
契約金額	既定	変更	増（△）減
	2,368,245,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 215,295,000円）	2,375,472,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 215,952,000円）	7,227,000円 （うち消費税及び地方消費税の額 657,000円）
変更の理由	1 一時中止に伴う現場維持費等の増額 2 一時中止に伴う工期延長 3 工期延長に伴う特記仕様書の変更（夏季休暇期間の追記）		